

短期生命共濟事業規約・細則

令和2年(2020年) 7月22日 設定
令和3年(2021年) 6月3日 一部改正

厚生労働省発社援0722第7号
厚生労働省発社援0603第2号

短期生命共済事業規約・細則

目 次

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 通 則

第1条（通 則）・・・1

第2条（事 業）・・1

第3条（特則の付帯と共済契約の種類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第4条（共同引受制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第5条（共済期間）・・3

第6条（期間の算出）・・3

第2節 共済契約関係者

第7条（共済契約者の範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第8条（被共済者の範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第9条（契約年齢の計算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第10条（共済金受取人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第11条（共済金受取人の代理人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3節 共済契約の締結

第12条（重要事項の提示）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第13条（共済契約の申込み）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第14条（複数契約の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第15条（共済契約申込みの諾否）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第16条（この会による通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第17条（共済契約の更新および更改）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第18条（共済契約の成立および効力の発生）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第20条（共済掛金の払込猶予期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第21条（共済掛金の払込経路）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第22条（共済掛金の口座振替）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第23条（共済掛金のクレジットカード払）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第24条（質入れ等の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4節 共済金の請求および支払い

第25条（共済金の支払い請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第26条（共済金の支払い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）	14
第28条（時効）	14
第29条（他の障害その他の影響がある場合）	14
第30条（戦争その他の非情な出来事の場合）	14
第5節 共済契約の終了	
第31条（共済契約の失効）	14
第32条（共済契約の解約）	15
第33条（共済契約の無効）	15
第34条（告知義務違反による共済契約の解除）	15
第35条（重大事由による共済契約の解除）	16
第36条（共済契約の消滅）	17
第37条（被共済者による共済契約の解除請求）	17
第38条（詐欺または強迫による共済契約の取消し）	18
第39条（共済契約の解約返戻金）	18
第6節 共済契約関係者の異動等	
第40条（共済契約による権利義務の承継）	18
第41条（共済契約者の通知義務）	18
第42条（必須事項の報告）	19
第43条（通知および報告の不履行）	19
第2章 基本契約	
第1節 死亡保障	
第44条（死亡共済金額）	19
第46条（死亡共済金）	19
第47条（死亡共済金を支払わない場合）	19
第2節 災害死亡保障	
第48条（災害死亡共済金額）	20
第50条（災害死亡共済金）	20
第51条（災害死亡共済金における事故発生の通知義務）	20
第52条（災害死亡共済金を支払わない場合）	20
第3節 重度後遺障害保障	
第53条（重度後遺障害共済金額）	21
第55条（重度後遺障害共済金）	21
第56条（重度後遺障害共済金を支払わない場合）	21
第4節 災害後遺障害保障	
第57条（災害後遺障害共済金額）	22
第59条（災害後遺障害共済金）	22

第60条（災害後遺障害共済金における事故発生の通知義務）	22
第61条（災害後遺障害共済金を支払わない場合）	22
第5節 学業復帰支援臨時費用保障	
第62条（学業復帰支援臨時費用共済金額）	23
第64条（学業復帰支援臨時費用共済金）	23
第6節 疾病入院保障	
第65条（疾病入院共済金額）	23
第67条（疾病入院共済金）	23
第68条（疾病長期入院共済金）	24
第69条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）	25
第7節 災害入院保障	
第70条（災害入院共済金額）	26
第72条（災害入院共済金）	26
第73条（災害長期入院共済金）	26
第74条（災害入院保障の共済金を支払わない場合）	27
第8節 災害通院保障	
第75条（災害通院共済金額）	27
第77条（災害通院共済金）	27
第78条（災害通院共済金を支払わない場合）	28
第9節 手術保障	
第79条（手術共済金額）	28
第81条（手術共済金）	28
第82条（手術共済金を支払わない場合）	30
第10節 こころの早期対応保障	
第83条（こころの早期対応保障共済金額）	30
第85条（こころの早期対応保障共済金）	30
第86条（こころの早期対応保障共済金を支払わない場合）	30
第11節 親扶養者死亡保障	
第87条（親扶養者死亡共済金額）	31
第89条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）	31
第90条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合）	31
第12節 扶養者災害死亡保障	
第91条（扶養者災害死亡共済金額）	32
第93条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）	32
第94条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金を支払わない場合）	32
第13節 先進医療保障	

第95条（先進医療共済金額）	32
第97条（疾病先進医療共済金）	33
第98条（災害先進医療共済金）	33
第99条（先進医療一時金）	34
第100条（先進医療保障の共済金を支払わない場合）	34
第101条（会員生協との共同引受による場合）	34
第3章 契約者割戻金	
第102条（契約者割戻金）	36
第4章 事業の実施方法	
第103条（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）	36
第104条（異議申立ておよび審査委員会）	36
第105条（管轄裁判所）	37
第106条（業務委託）	37
第107条（再共済または再保険）	37
第108条（事業の実施方法を検討するための委員会）	37
第109条（細 則）	37
第110条（規約および細則の変更）	37
第111条（準 拠 法）	38
第2編 特 則	
第1章 死亡共済金等不担保特則	
第112条（死亡共済金等不担保特則）	38
第2章 学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則	
第113条（学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則）	38
第3章 親扶養者死亡共済金等不担保特則	
第114条（親扶養者死亡共済金等不担保特則）	38
第4章 扶養者災害死亡共済金等不担保特則	
第115条（扶養者災害死亡共済金等不担保特則）	38
第5章 先進医療共済金等不担保特則	
第116条（先進医療共済金等不担保特則）	39
付 則	39
別表第1 重度障害ならびに重度後遺障害の定義	43
別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲	45
別表第3 後遺障害等級別支払割合表	47
別表第4 先進医療の範囲	52
別表第5 共済契約の種類	53

【総 則】

第1条（通 則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第2条（共済契約の型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

【共済契約関係者】

第3条（組合員と同一の世帯に属する者の範囲）・・・・・・・・ 54
第4条（生計を共にする者の範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第5条（学生の定義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第6条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）・・・・・・ 55

【共済契約の締結・変更等】

第7条（共済契約の申込みの撤回）・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第8条（複数契約の取扱い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第9条（共済契約申込みの諾否に関する特例）・・・・・・・・ 56
第10条（指定送付先の範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第11条（条件付加入制度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
第12条（初回掛金の払込みの特例）・・・・・・・・・・・・・・ 57
第13条（共済掛金の払込票扱い）・・・・・・・・・・・・・・ 57
第14条（共済掛金が未払いとなった場合の取扱い）・・・・ 57
第15条（この会の実施する共済事業で通算した死亡共済金額の最高限度）・・・・・・ 57
第16条（更改契約の取扱い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第17条（移行契約）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第18条（共同引受制度の実施に伴う特例）・・・・・・・・・・ 58
第19条（その他の反社会的勢力の定義）・・・・・・・・・・・・ 58
第20条（共済契約者が死亡したときの共済契約の承継）・・・・ 59
第21条（解約返戻金の請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

【共済金の請求および支払い】

第22条（共済金請求時の提出書類）・・・・・・・・・・・・・・ 59
第23条（共済金の支払方法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第24条（代理人の共済金請求の決定通知）・・・・・・・・・・ 60
第25条（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）・・・・・・ 60
第26条（更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い）・・・・・・ 60
第27条（解除の特例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第28条（生死不明の状態）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第29条（すでに罹患していた疾病の定義）・・・・・・・・・・・・ 62

第30条（重度障害、重度後遺障害および後遺障害の取扱い）	62
第31条（障害等級の認定）	63
第32条（精神障害の定義）	63
第33条（泥酔の定義）	63
第34条（他覚症状の定義）	63
第35条（復学の定義）	63
第36条（入院および通院の定義）	64
第37条（病院または診療所の定義）	64
第38条（「医師」他の定義）	65
第39条（健康保険および公的医療保険制度の範囲）	65
第40条（同一の原因による入院の取扱い）	65
第41条（臓器等の定義）	65
第42条（薬物依存の定義）	66
第43条（手術の取扱い）	66
第44条（違法薬物の定義）	66
第45条（扶養者の定義）	66
第46条（急激かつ偶然な外因による事故の定義）	66
第47条（発効日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い）	67
第48条（死亡共済金額、災害死亡共済金額、重度後遺障害共済金額、災害後遺障害共済金額、 手術共済金額、親扶養者死亡共済金額、扶養者災害死亡共済金額の適用）	67
第49条（学業復帰支援臨時費用共済金の取扱い）	67
第50条（疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用）	67
第51条（災害通院共済金額の適用）	68
第52条（こころの早期対応保障共済金額の適用）	68
第53条（身体障害の固定前に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）	68
第54条（入院中および災害通院の期間中に共済契約が解約または共済期間が 満了した場合の特例）	69
第55条（感染症における事故日の取扱い）	70
第56条（固定具の取扱い）	70
第57条（共済金支払における発効日の取扱い）	70

【契約者割戻金】

第58条（契約者割戻金の割り当て）	70
第59条（契約者割戻金の支払時期）	70
第60条（契約者割戻金の支払方法）	71

【インターネット扱い】

第61条（電磁的方法による共済契約の申込み） 71
第62条（電磁的方法による共済契約の手続き） 72
第63条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い） 73
第64条（重複の回避） 73

【事業の実施方法】

第65条（共同引受制度での適用日の取扱い） 73
第66条（共同引受割合） 73
第67条（改 廃） 74

付 則 74
別表第1 共済契約の型 76
別表第2 共済金請求時の提出書類 80

短期生命共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 通 則

(通 則)

第1条 全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第62条（事業の品目等）第1項第1号に定める事業を実施します。

2. この会が実施する短期生命共済事業と組み合わせて募集し、それぞれ共済契約を締結する制度（以下、「共同引受制度」といいます。）の対象となるのは、この会の定款第6条（会員の資格）に定める会員である日本コープ共済生活協同組合連合会が実施する学生総合共済事業に限ります。

(事 業)

第2条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業（この事業にかかる契約を以下「基本契約」といいます。）をおこないます。

- (1) 死亡（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「死亡保障」といいます。）
- (2) 別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める不慮の事故および感染症（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする死亡（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「災害死亡保障」といいます。）
- (3) 別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」に定める重度後遺障害の状態（以下「重度後遺障害」といいます。）（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「重度後遺障害保障」といいます。）
- (4) 不慮の事故を直接の原因とする別表第3「後遺障害等級別支払割合表」に定める等級のいずれかの障害の状態（以下「後遺障害」といいます。）（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「災害後遺障害保障」といいます。）
- (5) 重度後遺障害の状態となり、かつ、復学し学業を継続した状態（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「学業復帰支援臨時費用保障」といいます。）
- (6) 疾病の治療を目的とする入院（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を

支払う事業を以下「疾病入院保障」といいます。）

(7) 不慮の事故を直接の原因とする入院（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「災害入院保障」といいます。）

(8) 不慮の事故を直接の原因とする通院（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「災害通院保障」といいます。）

(9) 疾病の治療および不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「手術保障」といいます。）

(10) 精神疾患の治療を目的とする通院（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「こころの早期対応保障」といいます。）

(11) 被共済者の親（被共済者の実父母および養父母とします。以下同様です。）または扶養者の死亡または別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」に定める重度障害の状態（以下「重度障害」といいます。）（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「親扶養者死亡保障」といいます。）

(12) 被共済者の扶養者の不慮の事故を直接の原因とする死亡または重度障害（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「扶養者災害死亡保障」といいます。）

(13) 疾病または不慮の事故を直接の原因とする別表第4「先進医療の範囲」に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）による療養（これを共済事故とし、当該事故の発生により共済金を支払う事業を以下「先進医療保障」といいます。）

2. この会は、本則とは異なる要件を付帯する場合には、次の各号に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を付帯することができます。

(1) 第2編第1章「死亡共済金等不担保特則」

(2) 第2編第2章「学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則」

(3) 第2編第3章「親扶養者死亡共済金等不担保特則」

(4) 第2編第4章「扶養者災害死亡共済金等不担保特則」

(5) 第2編第5章「先進医療共済金等不担保特則」

（特則の付帯と共済契約の種類）

第3条 共済契約者は、基本契約を締結したときに限り、特則を付帯できます。

2. 次の各号を総称して「共済契約」といいます。

(1) 基本契約のみの契約

(2) 基本契約に特則を付帯して締結する契約

3. この会が実施する短期生命共済事業にかかる共済契約の種類は、別表第5「共済契約の種類」に定めます。

4. 別表第5「共済契約の種類」に定める各共済契約の種類の数口の組み合わせ（以下「共済契約の型」といいます。）および各共済契約の型の共済掛金額は、短期生命共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定めます。

(共同引受制度)

第4条 この会は、共済契約の申込みをしようとする者（以下、「共済契約申込者」といいます。）の同意および日本コープ共済生活協同組合連合会の承諾を得て、共同引受制度を実施することができます。

2. 共同引受制度による共済契約の保障責任は、この会および日本コープ共済生活協同組合連合会とそれぞれ締結する共済契約の型の口数および共済金額に応じ、連帯することなく単独別個に共済契約の責任を負います。なお、共同引受制度においてこの会および日本コープ共済生活協同組合連合会とそれぞれ締結する共済契約の型の口数および共済金額が共同引受割合の変更により変更となる場合には、その旨を第16条（この会による通知）に定める方法により通知します。

(共済期間)

第5条 共済期間は、共済契約の効力の発生する日（以下「発効日」といいます。）から1年です。ただし、発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を発効日の年応当日が属する月の末日まで延長します。

(期間の算出)

第6条 この共済契約において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。

2. この共済契約において、日、月または年をもって期間をいう場合には、特に規定のある場合を除き、期間の初日を算入します。
3. この共済契約において、月または年をもって期間をいうときの期間の満了日は、特に規定のある場合を除き、その起算の日の応当日の前日とします。

第2節 共済契約関係者

(共済契約者の範囲)

第7条 共済契約者となることのできる者は、この会の会員の組合員または組合員と同一の世帯に属する者とします。

2. 前項で規定する「この会の会員の組合員または組合員と同一の世帯に属する者」には、会員である日本コープ共済生活協同組合連合会の会員の組合員または組合員と同一の世帯に属する者を含みます。

(被共済者の範囲)

第8条 被共済者となることのできる者は、共済契約の発効日において細則に定める学生（以下、「学生」といいます。）であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者です。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。ただし、共済契約者または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）

- (3) 共済契約者と生計を共にする、共済契約者の2親等以内の親族
 - (4) 共済契約者の配偶者と生計を共にする、共済契約者の配偶者の2親等以内の親族
2. 被共済者となることのできる者の年齢は、共済契約の発効日において満35歳未満とします。

(契約年齢の計算)

第9条 被共済者の契約年齢は、発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(共済金受取人)

第10条 この共済契約による共済金受取人は共済契約者です。

- 2. 被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡したときの死亡共済金受取人は、次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順序です。さらに、第2号から第5号に掲げる者の順位は、それぞれ各号に掲げる順序です。
 - (1) 共済契約者の配偶者
 - (2) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と同居していた、共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
 - (3) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と同居していた、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
 - (4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
 - (5) 第3号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序
- 4. 第1項および第3項の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、被共済者の同意（被共済者が未成年の場合には被共済者の法定代理人の同意とします。以下同様です。）を得て、この会に対して通知することにより、次の各号に該当する者に死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
 - (1) 共済契約者の親族
 - (2) その他細則に定める前号に準ずると認められる者
- 5. 前項に規定する死亡共済金受取人の指定または変更は、この会の定める所定の書面で通知しなければなりません。
- 6. 死亡共済金受取人の指定または変更は、前項による書面がこの会に到達したときは、共済契約者が書面を発した時から、その効力が発生します。
- 7. 共済契約者は、法律上有効な遺言により、第4項各号に該当する者に死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- 8. 前項の指定または変更は、被共済者の同意がなければその効力を生じません。
- 9. 前2項による指定または変更は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人がこの会に通知しなければ、これをこの会に対抗することができません。

10. 第5項による通知もしくは前項による通知がこの会に到達する前に、この会がすでに指定前または変更前の死亡共済金受取人に死亡共済金を支払っているときは、重複して死亡共済金を支払いません。
11. この会は、第4項の指定または変更がなされた場合には、その後に第17条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約が更新または更改されたときも同一の内容で死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
12. 第4項および前項の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が共済事故発生以前に死亡し、その後あらたな指定または変更がなされない場合には、第1項および第3項に定める順位および順序によります。
13. 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の相続人を共済金受取人とします。
14. 本条において、同一の共済金を請求する権利につき共済金受取人が2人以上あるときは、共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表して請求するものとします。
15. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払いません。
16. 本条において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、死亡共済金受取人の指定または変更により受取割合を定めている場合を除き、各死亡共済金受取人の受取分は、平等の割合とします。
17. 第1項の規定にかかわらず、共済契約者の死亡を原因として第89条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）に定める親扶養者死亡共済金を支払う場合、または第93条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）に定める扶養者災害死亡共済金を支払う場合には、当該共済金の受取人は被共済者とします。被共済者が当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、第13項を準用します。この場合において、同項中「共済契約者」とあるのは「被共済者」と読み替えます。

（共済金受取人の代理人）

第11条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。

- (1) 共済契約者の配偶者
- (2) 共済契約者の3親等以内の親族
- (3) 共済契約者の配偶者の3親等以内の親族
- (4) その他細則に定める前3号に準ずると認められる者

2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、細則に定める、その

事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。

3. 第1項に規定する指定代理請求人の指定または変更は、この会の定める所定の書面で通知しなければなりません。
4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による指定代理請求人の指定または変更は効力を失います。
 - (1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき
 - (2) 第40条（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき
 - (3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき
5. この会は、第1項の指定または変更がなされた場合には、その後に第17条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約が更新または更改されたときも同一の内容で指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がいないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。
 - ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合
 - イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）
 - ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合
 - エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）
- (2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。
- (3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。
 - ア. 共済金受取人の配偶者
 - イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族
 - ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族
 - エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できな

い事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族

7. 第2項および前項の規定により、この会がすでに共済金を支払っているときは、この会は、他の共済金受取人または代理人には重複して共済金を支払いません。
8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人を共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取り扱いを受けることができません。

第3節 共済契約の締結

(重要事項の提示)

第12条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約および細則に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下「重要事項」といいます。）をあらかじめ提示します。

2. 重要事項は、次の各号に定める情報に分類して提示します。

- (1) 共済契約申込者が、共済契約の内容を理解するために必要な情報
- (2) 共済契約申込者に対して注意喚起すべき情報

(共済契約の申込み)

第13条 共済契約申込者は、被共済者になる者の同意を得て、次の各号に定める事項を共済契約申込書に記入し、この会に提出しなければなりません。

- (1) 共済掛金額
- (2) 共済掛金の払込方法
- (3) 共済契約の型
- (4) 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
- (5) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- (6) 被共済者の卒業予定年月
- (7) その他この会が必要と認めた事項

2. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の申込みの際に、共済金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、この会の定める所定の書面で質問した事項（以下「告知事項」といいます。）について、その書面で事実を告知しなければなりません。

3. この会は、前項の告知事項を一部省略することができます。

4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取扱います。

5. 共済契約申込者は、第1項の規定による共済契約の申込みにおいて、申込日から10日以内であれば、その申込みを撤回することができます。ただし、第17条（共済契約の更新および更改）に定める更新または更改の場合を除きます。また、次の各号に定める日はこの10日に含みません。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌月3日までの日

6. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払戻すものとし、

（複数契約の禁止）

第14条 被共済者1人につき締結することのできる共済契約は、この規約において1つです。

（共済契約申込みの諾否）

第15条 この会は、第13条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し第16条（この会による通知）に従い通知します。

2. 前項の規定にかかわらず、この会は、申込みを承諾する場合について共済証書の交付をもってその通知に代えます。

3. 前項に規定する共済証書には、次の各号に定める事項を記載します。

- (1) この会の名称
- (2) 共済契約者の氏名
- (3) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- (4) 死亡共済金受取人の指定がある場合はその氏名
- (5) 指定代理請求人の指定がある場合はその氏名
- (6) 共済契約の型
- (7) 共済契約の支払事由
- (8) 共済期間
- (9) 共済金額
- (10) 共済掛金およびその払込方法
- (11) 共済契約番号
- (12) 組合員が属する会員の名称
- (13) 申込日および発効日
- (14) 共済証書作成年月日
- (15) 被共済者の卒業予定年月

4. 第1項の規定によりこの会が承諾した契約を「新規契約」といいます。

5. この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払込まれていたと

きは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払戻すものとします。

(この会による通知)

第16条 この会による通知は共済契約者へ送付します(第13条(共済契約の申込み)に規定する共済契約の申込みに関する通知の場合は、共済契約申込者へ送付します。)。ただし、共済契約者と被共済者が同一の場合で、共済契約申込者または共済契約者が通知の送付先(細則に定める範囲に限ります)を指定したときは、この会はその指定先の住所(以下「指定送付先」といいます。)へ送付します。

(共済契約の更新および更改)

第17条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者を変更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満了日までに申し込まなければなりません。申込みにあたっては、第13条(共済契約の申込み)の規定を準用します。

2. 前項の規定による共済契約申込みの諾否については、第15条(共済契約申込みの諾否)を準用します。
3. この会は、共済期間の満了する契約(共済期間に被共済者の卒業予定年月が属する共済契約を除きます。)について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の申し出がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容(規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容)で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第15条(共済契約申込みの諾否)第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。
4. 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。
 - (1) 更新する契約の発効日において共済契約者が第7条(共済契約者の範囲)に規定する共済契約者の範囲外であるとき
 - (2) 更新する契約の発効日において被共済者が第8条(被共済者の範囲)に規定する被共済者の範囲外であるとき
 - (3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められる場合
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (4) 前3号のほか、共済契約の更新が不相当であると認められるとき
5. 前4項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「更新契約」といいます。

6. 更新契約の初回掛金は、更新前の共済契約の満了日までに払い込まなければなりません。なお、更新前の共済契約の満了日の翌日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、共済契約の更新の申込みはなかったものとして取扱います。
7. 第2項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、第16条（この会による通知）に従い通知し、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとします。
8. 共済契約者は、共済期間の途中で被共済者を変更しないで共済契約の内容を変更する場
合については、当該共済契約について解約すると同時に新たな内容で共済契約を締結
することができるものとし、第1項、第2項、第4項、第6項および第7項の規定を準用し
ます。
9. 前項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「更改契約」といい、更改契約におい
ては、以下「更新」を「更改」と読み替えます。

（共済契約の成立および効力の発生）

第18条 この会が第13条（共済契約の申込み）または前条の申込みを承諾したときは、申込日翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日を共済契約の発効日とし、発効日に共済契約は成立したものとみなします。この共済契約の効力の発生は、発効日の午前零時です。ただし、更新契約の場合には、更新する前の共済契約の満了日の翌日午前零時から効力が発生します。

2. 前項の規定にかかわらず、この会は、共済契約者の了承を得て、申込日翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日以降の任意の日を発効日として指定することができます。この場合において、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、当該任意の日
に共済契約は成立したものとみなし、午前零時から効力が発生します。

（共済掛金の払込方法および払込期日）

第19条 共済掛金の払込方法は月払または年払とします。

2. 共済契約者は、第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。
3. 第2回目以後の共済掛金は、発効日の各月応当日の前日までに払い込まなければなりません。
4. この会は、前項の規定にかかわらず、第2回目以後の共済掛金の払込みについて、発効日の各月応当日の前日が属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。

（共済掛金の払込猶予期間）

第20条 この会は、第2回目以後の共済掛金の払込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。

(共済掛金の払込経路)

第21条 共済契約者は、第13条（共済契約の申込み）および前2条に定める共済掛金の払込みに
ついて、次の各号のいずれかの払込経路によりおこなうことができます。

(1) 口座振替

この会が指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法

(2) クレジットカード払

この会が指定したクレジットカードにより払い込む方法

(3) 払込票扱い

金融機関等のこの会の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法

2. 前項の規定にかかわらず、前項第2号および第3号に定める共済掛金の払込経路をこの
会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が取扱っていない場合には、共
済契約者は、当該払込経路を選択することができません。

(共済掛金の口座振替)

第22条 共済掛金を口座振替により払い込む場合、次の各号のいずれも満たさなければなりませ
ん。

(1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会が指定する金
融機関等（以下「金融機関等」といいます。）に設置されていること

(2) 共済契約者または指定口座の名義人が、金融機関等に対し、指定口座からこの会の指
定する口座へ共済掛金の口座振替を委託すること

2. 前項の場合、共済掛金は、第13条（共済契約の申込み）第4項の規定にかかわらず、こ
の会の定める日（第2回目以後の共済掛金の場合は、払込期日の属する月中のこの会の定
める日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から共済掛金相当額をこの会の指定する
口座に振り替えることによって、この会に払い込まれるものとします。ただし、金融機関
等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

3. 月払の場合の初回掛金を口座振替により払い込む場合で、振替日に初回掛金の口座振替
ができなかったとき、共済契約者は、翌月の振替日に、初回掛金と翌月払い込むべき共済
掛金を合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、初回掛金については
当初の振替日に払込みがあったものとみなします。

4. 第2回目以後の共済掛金について、第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶
予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を
含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなか
ったものとして取扱います。

5. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契
約を含みます。）の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその
うち一部の共済掛金の払込みを指定できません。

6. 共済契約者は、振替日の前日までに共済掛金相当額を指定口座に預けておくことを要し

ます。

7. この会は、口座振替により払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。

8. この会は、この会または金融機関等の事情により、振替日または金融機関等を変更することがあります。この場合、この会はその旨をあらかじめ第16条（この会による通知）に従い通知します。

（共済掛金のクレジットカード払）

第23条 共済契約者は、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を申込み、かつ、この会がこれを承諾したときは、共済掛金をクレジットカードにより払い込むことができます。

2. 前項のクレジットカードは、この会が指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）が発行するカードに限ります。

3. この会は、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）をおこなうものとします。

4. 共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会が当該クレジットカードの有効性等の確認をおこない、カード会社に共済掛金を請求したときをもって、共済掛金の払込みがあったものとみなします。

5. 同一のクレジットカードにより2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその払込みの順序を指定できません。

6. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第4項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして取扱います。

（1）この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき

（2）当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき

7. この会は、クレジットカードにより払い込む共済掛金について、共済掛金領収書を発行しません。

（質入れ等の禁止）

第24条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻金および契約者割戻金を請求する権利を質入れまたは譲渡することができません。

第4節 共済金の請求および支払い

（共済金の支払い請求）

第25条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して通知し、共済金支払請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済金の支

払いを請求するものとします。

(共済金の支払い)

第26条 この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後10日以内に細則に定める方法により共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの10日を含みません。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌月3日までの日

2. 前項の規定にかかわらず、共済金の支払事由の有無、共済契約の解除、無効または取消事由の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために調査または確認が必要な場合、この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、30日以内に共済金を支払います。

3. 前項の確認をするために、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が必要な場合には、前2項にかかわらず、この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最長の日数）が経過する日までに共済金を支払います。

(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等へ書面または面談による調査または確認等が必要な場合 90日

(2) 医療機関、検査機関その他専門機関による鑑定または審査等が必要な場合 90日

(3) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号) その他法令に基づく照会が必要な場合 90日

(4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日

(5) 調査または確認先が日本国外にある場合 180日

(6) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号) が適用された地域において調査または確認等が必要な場合 60日

(7) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号) に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 360日

4. この会は、当該共済契約について、共済期間（共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。）中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。

5. 第2項および第3項の調査または確認に際し、共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの代理人がこの会からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだとき（必要な協力をおこなわなかった場合を含みます。）もしくはこれを妨げたときには、これにより当該事項の確認が遅滞した期間については、この会は、遅滞の責任を

負わず、この回答または同意を得て事実の確認が終わるまで共済金を支払いません。

6. この会は、必要と認めた場合には、この会の指定する医師による診断（検案を含みます。以下この条において同じです。）を求めること、および事実の確認をすることができます。

7. 前項の規定によるこの会が必要と認めた診断および確認に際し、共済契約者、被共済者、または共済金受取人もしくはこれらの代理人が正当な理由がなくその協力または同意を拒みもしくはこれを妨げたときには、これにより診断および確認が遅滞した期間については、この会は、遅滞の責任を負わず、診断および確認が終わるまでは共済金を支払いません。

（生死不明の場合の共済金の支払い）

第27条 この会は、被共済者または親扶養者死亡保障および扶養者災害死亡保障の対象となる当該家族の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当したときは、細則に定める日において当該者が死亡したものとみなして共済金を支払います。

2. 前項の規定によりこの会が共済金を支払った後に、当該者の生存が判明したときは、共済金受取人は、すでに支払われた共済金をこの会に返還しなければなりません。

（時効）

第28条 共済金を請求する権利ならびに解約返戻金および契約者割戻金を請求する権利は、これらを行行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

（他の障害その他の影響がある場合）

第29条 被共済者が不慮の事故により傷害を被り共済金を支払う場合において、すでに存在していた障害もしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により傷害が重大となったときは、この会は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。

2. 前項の規定は、正当な理由がなく、被共済者が治療を怠りまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合の共済金の額の決定に準用します。

（戦争その他の非常な出来事の場合）

第30条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることができるものとします。

第5節 共済契約の終了

（共済契約の失効）

第31条 第20条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する猶予期間中に共済掛金が払込まれない場合には、共済契約は払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって失効し、かつ、共済契約は消滅します。この場合には、この会は、その旨を第16条（この会による通知）に従い通知します。

(共済契約の解約)

第32条 共済契約者は、いつでも共済契約を将来にむかって解約し、解約返戻金があるときは解約返戻金を請求することができます。

2. 共済契約者は、前項の規定により解約する場合には、この会の所定の書面をもって通知し、その書面には解約の日を記載しなければなりません。
3. 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じます。
4. この会は、共済契約者の了承を得て、共済契約者が第7条（共済契約者の範囲）の範囲外となる場合、または、被共済者が第8条（被共済者の範囲）第1項に定める範囲外となる場合は、範囲外となる日を共済契約の解約日とし、解約の効力は解約日の翌日午前零時から生じます。なお、解約返戻金があるときは、解約返戻金を請求することができます。

(共済契約の無効)

第33条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。

- (1) 発効日において、共済契約者が第7条（共済契約者の範囲）の共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第8条（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲外のとき
 - (2) 被共済者が発効日の前日にすでに死亡していたとき
 - (3) 共済契約が第14条（複数契約の禁止）に規定する限度を超えて締結されていたとき（発効日（更新契約の場合は、更新前契約の発効日をいいます。）の最も早い共済契約を除き無効となります。）
 - (4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき
 - (5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき
2. この会は、前項各号の場合において、当該共済契約についてすでに払込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。
3. 第1項の場合において、すでに共済金および契約者割戻金を支払っていたときは、この会は、その共済金および契約者割戻金の返還を請求することができます。

(告知義務違反による共済契約の解除)

第34条 この会は、共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により、告知事項について、事実をかくしたり、または事実でないことを記載して契約の申込みをしたときは、将来にむかってその共済契約を解除することができます。

2. 前項の規定による解除の通知は、第16条（この会による通知）に従いおこないます。ただし、所在不明その他の理由で通知できない場合には、この会は、被共済者または共済金受取人に対して通知します。
3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払いません。すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。ただし、その共済事故

が解除の原因となった事実によらなかったことを、共済契約者または共済金受取人が証明したときはこの限りではありません。

4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。

- (1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき
- (2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき
- (3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき
- (4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき
- (5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき
- (6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき

5. 前項第2号および第3号の規定は、その各号に該当する媒介者の行為がなかった場合であっても、共済契約者または被共済者が解除の原因となる事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

6. 第1項の規定により共済契約が解除された場合で、解約返戻金があるときは、共済契約者は、この会に対して解約返戻金を請求することができます。

（重大事由による共済契約の解除）

第35条 この会は、次の各号のいずれかの重大事由に該当した場合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者（死亡共済金の場合を除きます。）または共済金受取人が、この会にこの共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (2) 共済契約者または共済金受取人がこの共済契約にもとづく共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、またはおこなおうとしたとき
- (3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

- (5) 共済契約者、被共済者または共済金受取人がこの会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
2. 前項の規定による解除の通知は、第16条（この会による通知）に従いおこないます。ただし、所在不明その他の理由で通知できない場合には、この会は、被共済者または共済金受取人に対して通知します。
3. この会は、第1項の規定による解除を共済事故発生後におこなった場合においても、第1項に規定する事由が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号ア～エまでに該当したのが死亡共済金受取人のみであり、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下この項において同じです。）を支払いません。すでに共済金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。
4. 第1項の規定により共済契約が解除された場合で、解約返戻金があるときは、共済契約者は、この会に対して解約返戻金を請求することができます。

（共済契約の消滅）

第36条 被共済者が死亡した場合はそのときをもって、当該被共済者にかかわる共済契約は消滅します。

2. 前項の規定により共済契約が消滅した場合で、解約返戻金があるときは、共済契約者は、この会に対して解約返戻金を請求することができます。

（被共済者による共済契約の解除請求）

第37条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第35条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号または第2号に該当する行為があった場合
- (2) 共済契約者または共済金受取人が、第35条（重大事由による共済契約の解除）第1項第4号に該当する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- (4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第13条（共済契約の申込み）第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があった場合

2. 前項の規定により共済契約を解除した場合で、解約返戻金があるときは、共済契約者は、この会に対して解約返戻金を請求することができます。

(詐欺または強迫による共済契約の取消し)

第38条 共済契約の締結に際して、共済契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、この会は共済契約を取り消すことができます。この場合には、共済掛金の返還および解約返戻金の支払いはおこないません。

2. この会は、前項の規定による取消しをおこなった場合は共済金および契約者割戻金を支払いません。すでに共済金および契約者割戻金の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。

3. 第1項の規定による取消しの通知は、第16条(この会による通知)に従いおこないます。ただし、所在不明その他の理由で通知できない場合には、この会は、被共済者または共済金受取人に対して通知します。

(共済契約の解約返戻金)

第39条 共済契約の解約返戻金の額は、未経過共済掛金額です。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間に対する共済掛金は払い戻しません。

第6節 共済契約関係者の異動等

(共済契約による権利義務の承継)

第40条 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を他の者に承継させることができます。

2. 前項の場合、第24条(質入れ等の禁止)の規定にかかわらず、共済契約者は、承継時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を共済契約の承継人となる者に譲渡することができます。

3. 共済契約者が死亡した場合には、当該共済契約の被共済者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。

4. 第1項または前項の場合において、共済契約の承継人となる者は、第7条(共済契約者の範囲)に定める者であり、かつ被共済者がその者との関係において第8条(被共済者の範囲)第1項に定める範囲となる者でなければなりません。

(共済契約者の通知義務)

第41条 共済契約の成立後、次の各号のいずれかの事項の変更が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく所定の書面またはこの会が定める方法により、その旨をこの会に通知しなければなりません。

- (1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 死亡共済金受取人の氏名

- (4) 指定代理請求人の氏名
- (5) 共済掛金の払込場所
- (6) 被共済者の卒業予定年月
- (7) 指定送付先

2. 前項の規定により、この会が共済契約者から指定送付先変更の通知を受け付けた場合は、第16条（この会による通知）中「指定先の住所」とあるのを「通知された最終の指定送付先」と読み替えます。

3. 第1項第1号または第7号の通知がなされなかった場合、指定送付先が指定されている場合はこの会の知った最終の指定送付先、指定送付先が指定されていない場合はこの会の知った最終の住所宛に発した通知は、共済契約者に到達したものとみなします。

4. 第1項の規定は、共済契約者が第7条（共済契約者の範囲）に定める共済契約者の範囲外となった場合、または被共済者が第8条（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲外となった場合に準用します。

（必要事項の報告）

第42条 共済契約者は、この会が、被共済者の傷病もしくは障害または修学の状況その他共済契約の維持または共済金の支払上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。

（通知および報告の不履行）

第43条 共済金の請求がなされた場合において、共済契約者が前2条の通知または報告を正当な理由なく怠ったときは、その通知または報告がなされるまでの期間について、この会は遅滞の責任を負いません。

第2章 基本契約

第1節 死亡保障

（死亡共済金額）

第44条 死亡保障1口についての共済金額は10万円です。

2. 死亡保障にかかる共済金額（以下「死亡共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき100万円です。

（死亡共済金）

第46条 この会は、被共済者が、共済期間中に死亡した場合には、死亡共済金として、死亡共済金額を支払います。

（死亡共済金を支払わない場合）

第47条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が死亡した場合には、死亡共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者の故意によるとき（ただし、共済契約者が被共済者と同一人である場合を除きます。）
 - (2) 共済金受取人の故意によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）
 - (3) 被共済者の犯罪行為によるとき
 - (4) 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が、新規契約の発効日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に死亡したとき
2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第4号中「新規契約」とあるのは「更新契約」（第17条（共済契約の更新および更改）第9項において読み替える場合を含みます。）と読み替え、その場合においては「死亡共済金」を「増額分の死亡共済金」と読み替えます。

第2節 災害死亡保障

（災害死亡共済金額）

第48条 災害死亡保障1口についての共済金額は10万円です。

2. 災害死亡保障にかかる共済金額（以下「災害死亡共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき50万円です。

（災害死亡共済金）

第50条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に死亡した場合には、災害死亡共済金として、災害死亡共済金額を支払います。

（災害死亡共済金における事故発生の通知義務）

第51条 被共済者について、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況をこの会に通知しなければなりません。

2. 共済契約者または共済金受取人が、前項の規定に違反したために、この会が共済事故の存否の調査をすることができなくなったときは、この会は、共済金を支払わないことができます。

（災害死亡共済金を支払わない場合）

第52条 第50条（災害死亡共済金）の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、災害死亡共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被共済者の重大な過失によるとき
- (3) 共済金受取人の故意によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）

- (4) 被共済者の犯罪行為による時
- (5) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時
- (6) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時
- (7) 被共済者の精神障害による時
- (8) 被共済者の泥酔による時
- (9) 被共済者の疾病に起因して生じた事故による時
- (10) 被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因による時

第3節 重度後遺障害保障

（重度後遺障害共済金額）

第53条 重度後遺障害保障1口についての共済金額は10万円です。

- 2. 重度後遺障害保障にかかる共済金額（以下「重度後遺障害共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき600万円です。

（重度後遺障害共済金）

第55条 この会は、被共済者が、共済期間中に重度後遺障害となった場合には、重度後遺障害共済金として、別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」に定める支払割合を重度後遺障害共済金額に乗じた金額を支払います。

- 2. 前項の規定にかかわらず、被共済者が不慮の事故により傷害を被り、事故日から2年を超えてなお治療を要する状態にあるときは、この会は、事故日から2年を経過した日における医師の診断にもとづいて障害の等級を認定して、重度後遺障害共済金を支払います。ただし、医師による診断時に共済契約が存続していた場合に限りです。
- 3. 前2項にもとづく重度後遺障害共済金の支払い後に、当該共済金を支払う原因となった障害がある部位と同一部位に加重された障害については、その加重後の障害の支払割合から既存の障害の支払割合を差し引いた支払割合で共済金を支払います。
- 4. 前3項の規定にかかわらず、重度後遺障害共済金の支払額は、同一の原因によるものについて、通算して重度後遺障害共済金額を限度とします。

（重度後遺障害共済金を支払わない場合）

第56条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度後遺障害となった場合には、重度後遺障害共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者の故意による時
- (2) 被共済者の故意による時（ただし、自殺を目的とする場合を除きます。）
- (3) 被共済者の犯罪行為による時
- (4) 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が、新規契約の発効日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、新規契約の発効日から発

効日を含んで1年以内に重度後遺障害となったとき

2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第4号中「新規契約」とあるのは「更新契約」（第17条（共済契約の更新および更改）第9項において読み替える場合を含みます。）と読み替え、その場合においては「重度後遺障害共済金」を「増額分の重度後遺障害共済金」と読み替えます。

第4節 災害後遺障害保障

（災害後遺障害共済金額）

第57条 災害後遺障害保障1口についての共済金額は10万円です。

2. 災害後遺障害保障にかかる共済金額（以下「災害後遺障害共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき600万円です。

（災害後遺障害共済金）

第59条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に後遺障害となった場合には、災害後遺障害共済金として、別表第3「後遺障害等級別支払割合表」に定める支払割合を災害後遺障害共済金額に乗じた金額を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故日から2年を超えてなお治療を要する状態にあるときは、この会は、事故日から2年を経過した日における医師の診断にもとづいて後遺障害の等級を認定して、災害後遺障害共済金を支払います。ただし、医師による診断時に共済契約が存続していた場合に限りです。
3. 前2項にもとづく災害後遺障害共済金の支払いにあたり、被共済者の身体の同一部位に加重された障害については、その加重後の障害の支払割合から既存の障害の支払割合を差し引いた支払割合で共済金を支払います。
4. 前3項の規定にかかわらず、災害後遺障害共済金の支払額は、同一の不慮の事故について、通算して災害後遺障害共済金額を限度とします。

（災害後遺障害共済金における事故発生の通知義務）

第60条 被共済者について、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および傷害の程度をこの会に通知しなければなりません。

2. 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、前項の規定に違反したために、この会が共済事故の存否の調査をすることができなくなったときは、この会は、共済金を支払わないことができます。

（災害後遺障害共済金を支払わない場合）

第61条 第59条（災害後遺障害共済金）の規定にかかわらず、この会は、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるときは、その原因のいかん

を問わず、災害後遺障害共済金を支払いません。

2. 前項に定めるもののほか、災害後遺障害共済金を支払わない場合については、第52条(災害死亡共済金を支払わない場合)の規定を準用します。

第5節 学業復帰支援臨時費用保障

(学業復帰支援臨時費用共済金額)

第62条 学業復帰支援臨時費用保障1口についての共済金額は10万円です。

2. 学業復帰支援臨時費用保障にかかる共済金額(以下「学業復帰支援臨時費用共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき100万円です。

(学業復帰支援臨時費用共済金)

第64条 この会は、被共済者が、第55条(重度後遺障害共済金)により重度後遺障害共済金が支払われ、かつ、共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に復学し学業を継続するときには、学業復帰支援臨時費用共済金として、学業復帰支援臨時費用共済金額を支払います。

2. 学業復帰支援臨時費用共済金の支払いは、共済期間を通じ、1回を限度とします。

第6節 疾病入院保障

(疾病入院共済金額)

第65条 疾病入院保障1口についての共済金額は100円です。

2. 疾病入院保障にかかる共済金額(以下「疾病入院共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき日額10,000円です。

(疾病入院共済金)

第67条 この会は、被共済者が、共済期間中に疾病の治療を目的として、病院または診療所へ入院(別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に掲げる感染症による疾病の入院を除きます。以下この節において同じです。)を開始した場合には、共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中の入院について、疾病入院共済金として、次の金額を支払います。

疾病入院共済金額 × 入院日数

2. 疾病入院共済金の支払いは、1回の入院について360日分をもって限度とします。
3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します。ただし、同一の原因によるものであっても、直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 前項にかかわらず、第69条(疾病入院保障の共済金を支払わない場合)第1項第7号に

該当する入院と同一原因によるもので、新規契約の発効日から1年経過後に開始した入院は新たな入院とみなします。ただし、新規契約の発効日から1年経過後に開始した入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、第1項および第2項の規定を適用します。なお、同一の原因によるものであっても直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

5. 医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。
6. 被共済者が転入院した場合でも、前入院から継続した1回の入院とみなします。
7. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（以下この項において「当初の入院」といいます。）を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、または当初の入院中に異なる疾病を併発した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった疾病により継続して入院したものとみなして、前6項の規定を適用し、異なる疾病によるあらたな入院の期間と重複する期間中は、そのあらたな入院については疾病入院共済金を支払いません。
8. 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合には、第1項の「入院日数」を「災害入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読替えます。
9. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前8項の規定を適用します。
 - (1) 異常分娩による入院
 - (2) 共済期間（共済契約が更新契約の場合、更新前の共済期間を含みます。）中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院
 - (4) 他者の疾病または不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による入院

（疾病長期入院共済金）

第68条 この会は、被共済者が、共済期間中に疾病の治療を目的として、病院または診療所へ入院を開始し、その入院が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に継続して270日以上となった場合には、疾病長期入院共済金として、疾病入院共済金額の60倍を支払います。

2. この会は、被共済者が、共済期間中に疾病の治療を目的として、病院または診療所へ入院を開始し、その日数が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に継続して270日以上となった入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、1回の入院とみなされる再入院については疾病長期入院共済金を支払いません。ただし、同一の原因によるものであっても、

直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなし、前項の規定を適用します。

3. 前項にかかわらず、第69条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）第1項第7号に該当する入院と同一原因によるもので、新規契約の発効日から1年経過後に開始した入院は新たな入院とみなします。ただし、新規契約の発効日から1年経過後に開始した入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、第1項の規定を適用します。なお、同一の原因によるものであっても直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなし、第1項の規定を適用します。

4. この会は、被共済者が、第1項に定める入院（以下この項において「当初の入院」といいます。）を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、または当初の入院中に異なる疾病を併発した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった疾病により継続して入院したものとみなして、前3項の規定を適用します。

5. 前条第5項、第6項および第9項の規定は、前4項の場合に準用します。

（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）

第69条 前2条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被共済者の犯罪行為によるとき
- (3) 被共済者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき
- (4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき
- (5) 第67条（疾病入院共済金）第9項第2号または第3号に該当する場合で、第74条（災害入院保障の共済金を支払わない場合）の規定に該当するとき
- (6) 被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因によるとき
- (7) 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が、新規契約の発効日以前においてすでに罹患していた疾病を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に入院を開始したとき

2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第7号中「新規契約」とあるのは「更新契約」（第17条（共済契約の更新および更改）第9項において読み替える場合を含みます。）と読み替え、その場合においては「当該共済金」を「増額分の共済金」と読み替えます。

第7節 災害入院保障

(災害入院共済金額)

第70条 災害入院保障1口についての共済金額は100円です。

2. 災害入院保障にかかる共済金額(以下「災害入院共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき日額10,000円です。

(災害入院共済金)

第72条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故日から180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。)中に病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、災害入院共済金として、次の金額を支払います。

災害入院共済金額 × 入院日数

2. 災害入院共済金の支払いは、1回の入院について360日分をもって限度とします。
3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算し、前2項の規定を適用します。ただし、同一の原因によるものであっても、直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。
5. 被共済者が転入院した場合でも、前入院から継続した1回の入院とみなします。
6. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(以下この項において「当初の入院」といいます。)の期間中に発生した異なる不慮の事故を原因として入院を開始した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった事故により継続して入院したものとみなして前5項の規定を適用し、異なる不慮の事故によるあらたな入院の期間との重複する期間中は、そのあらたな入院については災害入院共済金を支払いません。
7. この会は、被共済者が、疾病入院共済金が支払われる入院中に第1項に定める入院を開始した場合には、第1項の「入院日数」を「疾病入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院日数」と読替えます。

(災害長期入院共済金)

第73条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故日からその日を含めて180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に病院または診療所へ入院を開始し、その入院が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に継続して270日以上となった場合には、災害長期入院共済金として、災害入院共済金額の60倍を支払います。

2. この会は、被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期

間を含みます。)中に病院または診療所へ入院を開始し、その日数が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に継続して270日以上となった入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、1回の入院とみなされる再入院については災害長期入院共済金を支払いません。ただし、同一の原因によるものであっても、直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなし、前項の規定を適用します。

3. この会は、被共済者が、第1項に定める入院(以下この項において「当初の入院」といいます。)の期間中に発生した異なる不慮の事故を原因として入院を開始した場合には、当初の入院開始の直接の原因であった事故により継続して入院したものとみなして、前2項の規定を適用します。

4. 前条第4項および第5項の規定は、前3項の場合に準用します。

(災害入院保障の共済金を支払わない場合)

第74条 前2条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被共済者の重大な過失によるとき
- (3) 被共済者の犯罪行為によるとき
- (4) 被共済者の薬物依存によるとき
- (5) 被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (6) 被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき
- (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- (8) 原因のいかなを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき
- (9) 被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき

第8節 災害通院保障

(災害通院共済金額)

第75条 災害通院保障1口についての共済金額は100円です。

2. 災害通院保障にかかる共済金額(以下「災害通院共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき日額2,000円です。

(災害通院共済金)

第77条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として傷害を被り、その事故日から180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に病院または診療所に通院を開始した場合には、その事故日から180日以

内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中の通院について、災害通院共済金として、次の金額を支払います。

災害通院共済金額 × 通院日数

2. 災害通院共済金の支払いは、同一の不慮の事故による通院について90日分をもって限度とします。
3. 同一の不慮の事故によって、同一の日に通院により複数の医師の治療を受けたときは通院1日とします。
4. 前3項の規定にかかわらず、この会は、疾病入院共済金または災害入院共済金が支払われる期間中の通院に対しては、災害通院共済金を支払いません。
5. この会は、異なる不慮の事故による通院日が重複するときは、その重複する日については先に発生した不慮の事故による通院日とし、後に発生した不慮の事故による通院に対しては、重複して災害通院共済金を支払いません。
6. この会は、共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として傷害を被り、その事故日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に当該傷害の治療を目的として、医師の指示にもとづき、固定具を装着した場合には、同一の不慮の事故につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、第4項および第5項の規定にかかわらず、第1項における通院日数に含めます。
7. 前項に定める固定具には、内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等は含みません。

（災害通院共済金を支払わない場合）

第78条 前条の規定にかかわらず、この会は、被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院、または医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したとき以後の通院については、災害通院共済金を支払いません。

2. 前項に定めるもののほか、災害通院共済金を支払わない場合については、第74条（災害入院保障の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。

第9節 手術保障

（手術共済金額）

第79条 手術保障1口についての共済金額は、1,000円です。

2. 手術保障にかかる共済金額（以下「手術共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき50,000円です。

（手術共済金）

第81条 この会は、被共済者が、共済期間中に、次の各号のいずれかの手術を受けた場合には、手術共済金として、手術共済金額を支払います。

- （1）疾病の治療を直接の目的とする手術

(2) 共済期間（共済契約が更新契約の場合、更新前の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。）中に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする、その事故の日からその日を含めて180日以内の手術

2. 前項の手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。

(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科（歯科）診療報酬点数表によるものとし、次のア～ケに該当するものを除きます。

ア. 創傷処理

イ. 皮膚切開術

ウ. デブリードマン

エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、固定術および授動術

オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術

キ. 抜歯

ク. 異物除去術（外耳・鼻腔内）

ケ. 鶏眼・胼胝切除術

(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、血液照射を除きます。

(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植

(4) 性同一性障害の治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、前3号に類する診療行為

3. この会は、次の各号の手術については、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度とします。

(1) レーザー・冷凍凝固による眼球手術

(2) 内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術

(3) 体外衝撃波による体内結石破碎術

(4) 放射線治療（血液照射を除きます。）

4. この会は、被共済者が同日に2種類以上の手術を受けた場合または1種類の手術を複数回にわたって受けた場合（1回の手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）には、いずれか1種類の手術を1回受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。

5. この会は、本条第3項に掲げるもの以外の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項の規定を適用します。

6. この会は、被共済者が医科診療報酬点数表において手術料が1日または1ヵ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた1日目についてのみ第1項の規定を適用します。

7. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ第2項のいずれかに該当する手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前6項の規定を適用します。

(1) 異常分娩による手術

(2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に受けた手術

(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術

(4) 他者の疾病または不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術

(手術共済金を支払わない場合)

第82条 前条の規定にかかわらず、この会は、手術共済金を支払わない場合については、第69条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）および第74条（災害入院保障の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。

第10節 こころの早期対応保障

(こころの早期対応保障共済金額)

第83条 こころの早期対応保障1口についての共済金額は500円です。

2. こころの早期対応保障にかかる共済金額（以下「こころの早期対応保障共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき10,000円とします。

(こころの早期対応保障共済金)

第85条 この会は、被共済者が、共済期間中に精神疾患の治療を目的とし、病院または診療所に公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の精神科専門療法が算定される通院を開始した場合には、こころの早期対応保障共済金として、こころの早期対応保障共済金額を支払います。

2. こころの早期対応保障共済金の支払いは、共済期間を通じ1回を限度とします。

(こころの早期対応保障共済金を支払わない場合)

第86条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、こころの早期対応保障共済金を支払いません。

(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき

- (2) 被共済者の犯罪行為による時
- (3) 細則に定める違法薬物による時
- (4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによる時
- (5) 被共済者が国籍を有する国の公的業務（兵役等）にともなう原因による時

第11節 親扶養者死亡保障

（親扶養者死亡共済金額）

第87条 親扶養者死亡保障1口についての共済金額は1万円です。

- 2. 親扶養者死亡保障にかかる共済金額（以下「親扶養者死亡共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者の親、扶養者1人につき50万円です。

（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）

第89条 この会は、被共済者の親または扶養者が、共済期間中に死亡または重度障害となった場合には、親扶養者死亡共済金または親扶養者重度障害共済金として、親扶養者死亡共済金額を支払います。

- 2. この会は、同一の親または扶養者について共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。）中に親扶養者重度障害共済金と親扶養者死亡共済金の両方の支払いはしないものとします。
- 3. この会は、親扶養者重度障害共済金の支払いの対象となった当該親または扶養者について、共済期間中に親扶養者重度障害共済金を2回以上支払わないものとします。

（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合）

第90条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者の故意または重大な過失による時（ただし、当該親または扶養者と同一人である場合を除きます。）
- (2) 被共済者の故意または重大な過失による時
- (3) 共済金受取人の故意または重大な過失による時（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）
- (4) 直接であると間接であるとを問わず、当該親または扶養者が、新規契約の発効日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に死亡または重度障害となったとき

- 2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第4号中「新規契約」とあるのは「更新契約」（第17条（共済契約の更新および更改）第9項において読み替える場合を含みます。）と読み替え、その場合においては「当該共済金」を「増額分の共済金」と読み替えます。

第12節 扶養者災害死亡保障

(扶養者災害死亡共済金額)

第91条 扶養者災害死亡保障1口についての共済金額は5万円です。

2. 扶養者災害死亡保障にかかる共済金額(以下「扶養者災害死亡共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者の扶養者1人につき500万円です。

(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)

第93条 この会は、被共済者の扶養者が、共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。以下、この条において同じです。)中に死亡または重度障害となった場合には、扶養者災害死亡共済金または扶養者災害重度障害共済金として、扶養者災害死亡共済金額に相当する金額を支払います。

2. この会は、同一の扶養者について共済期間中に扶養者災害重度障害共済金と扶養者災害死亡共済金の両方の支払いはしないものとします。

3. この会は、扶養者災害重度障害共済金の支払いの対象となった当該扶養者について、共済期間中に扶養者災害重度障害共済金を2回以上支払わないものとします。

(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金を支払わない場合)

第94条 前条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 当該扶養者の重大な過失によるとき
- (3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。)
- (4) 共済契約者、被共済者、共済金受取人または当該扶養者の犯罪行為によるとき
- (5) 当該扶養者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (6) 当該扶養者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき
- (7) 当該扶養者の精神障害によるとき
- (8) 当該扶養者の泥酔によるとき
- (9) 当該扶養者の疾病に起因して生じた事故によるとき

第13節 先進医療保障

(先進医療共済金額)

第95条 先進医療保障1口についての共済金額は100万円です。

2. 先進医療保障にかかる共済金額(以下「先進医療共済金額」といいます。)の最高限度は、

被共済者1人につき1,000万円です。

(疾病先進医療共済金)

第97条 この会は、被共済者が共済期間中に疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合には、疾病先進医療共済金として先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と同額を支払います。

2. この会は、前項の療養であっても、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が発効日(先進医療共済金等不担保特則を付帯していない共済契約の発効日をいいます。以下、この節において同じです。)以前にすでに罹患していた疾病を原因として療養を受けた場合、疾病先進医療共済金として次の各号に定める金額を支払います。

(1) 発効日から発効日を含んで90日以内に受けた療養のときは前項の共済金額の30%

(2) 発効日から発効日を含んで91日目以後180日以内に受けた療養のときは前項の共済金額の50%

(3) 発効日から発効日を含んで181日目以後1年以内に受けた療養のときは前項の共済金額の70%

3. 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。

4. 第1項に規定する疾病先進医療共済金の額は、1回の先進医療による療養につき1,000万円を限度とします。

5. この会は、次の各号のいずれかに該当する療養については、疾病を直接の原因として受けた療養とみなして、前4項の規定を適用します。

(1) 異常分娩による療養

(2) 共済期間(共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。)中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に受けた療養

(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による療養

(4) 他者の疾病または不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による療養

(5) 性同一性障害の治療を直接の目的とした療養

(災害先進医療共済金)

第98条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に先進医療による療養を受けた場合には、災害先進医療共済金として先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と同額を支払います。

2. 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。

3. 第1項に規定する災害先進医療共済金の額は、1回の先進医療による療養につき1,000万

円を限度とします。

(先進医療一時金)

第99条 この会は、被共済者が共済期間中に疾病先進医療共済金または災害先進医療共済金の支払事由に該当する療養を受けた場合には、1回の先進医療による療養につき、先進医療一時金として、次の各号のいずれか大きい金額を支払います。ただし、先進医療にかかる技術料について被共済者が費用を一切負担していない場合は支払いません。

(1) 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用の10%

(2) 5万円

2. 前項の規定にかかわらず、先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と前項の金額を合算して1,000万円を超える場合には、次の各号のとおりとします。

(1) 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合
先進医療一時金は支払いません。

(2) 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超えない場合
先進医療一時金は、先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と1,000万円との差額とします。

3. この会は、第1項の疾病先進医療共済金の支払事由に該当する療養であっても、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が発効日以前にすでに罹患していた疾病を原因として療養を受けた場合、先進医療一時金として次の各号に定める金額を支払います。

(1) 発効日から発効日を含んで90日以内に受けた療養のときは前2項の一時金額の30%

(2) 発効日から発効日を含んで91日目以後180日以内に受けた療養のときは前2項の一時金額の50%

(3) 発効日から発効日を含んで181日目以後1年以内に受けた療養のときは前2項の一時金額の70%

(先進医療保障の共済金を支払わない場合)

第100条 前3条の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。

(1) 被共済者の精神障害によるとき（ただし、第97条（疾病先進医療共済金）第1項に該当する場合を除きます。）

(2) 被共済者の泥酔によるとき

2. 前項の他、この会は、先進医療保障の共済金を支払わない場合については、第69条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）第1項第1号から第6号および第74条（災害入院保障の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。

(会員生協との共同引受による場合)

第101条 共同引受制度の場合、各々の共済制度の整合性を図ることを目的として、第97条（疾病先進医療共済金）、第98条（災害先進医療共済金）および第99条（先進医療一時金）については、それぞれ次の各号の取扱いをおこなうものとします。

- (1) この会は、被共済者が共済期間中に疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第97条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額とします。
- ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合
 この会の第97条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障のこの会の引受共済金額と共同引受制度を実施する日本コープ共済生活協同組合連合会の引受共済金額の合計（以下、「引受合計共済金額」といいます））
- イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合
 この会の第97条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障の引受合計共済金額）
- (2) この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第98条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額とします。
- ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合
 この会の第98条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障の引受合計共済金額）
- イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合
 この会の第98条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障の引受合計共済金額）
- (3) この会は、被共済者が共済期間中に疾病先進医療共済金または災害先進医療共済金の支払事由に該当する療養を受けた場合には、次のいずれかを第99条（先進医療一時金）第1項または第2項の一時金額とします。ただし、先進医療にかかる技術料について被共済者が費用を一切負担していない場合は支払いません。
- ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円未満の場合
 この会の第99条（先進医療一時金）第1項の一時金額＝5万円×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障の引受合計共済金額）
- イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超えない場合
 この会の第99条（先進医療一時金）第1項の一時金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用の10%×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障の引受合計共済金額）
- ウ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超える場合

この会の第99条（先進医療一時金）第2項の一時金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と1,000万円との差額×（この会の先進医療保障共済金額÷先進医療保障の引受合計共済金額）

エ．先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合先進医療一時金は支払いません。

第3章 契約者割戻金

（契約者割戻金）

第102条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約に対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の割り当てをおこないます。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する共済契約は割り当ての対象としません。

(1) 当該事業年度の10月1日から当該事業年度の決算日が属する月の末日まで（以下「割戻期間」といいます。）に、共済期間を満了した共済契約

(2) 割戻期間中に、被共済者の卒業予定年月の末日で解約となった共済契約

(3) 割戻期間中に更改により終了した共済契約で、更改後の共済契約（割戻期間中に2回以上更改した場合は、割戻期間中の最後の更改後の共済契約）が前項および前号のいずれかに該当するもの

3. この会は、前2項の規定により割り当てられた契約者割戻金を細則に定める方法により共済契約者に支払います。

4. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを約さないものとします。

第4章 事業の実施方法

（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）

第103条 この会は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）の規定により、毎事業年度末において支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金を積立ています。

2. 責任準備金の種類は未経過共済掛金および異常危険準備金です。

（異議申立ておよび審査委員会）

第104条 共済契約者または共済金受取人が、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、この会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てをおこなうものとします。

2. 前項の不服申立てに対するこの会の処分になお不服があるときは、この会に置く審査委員会

に対して異議の申立てをすることができます。

3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、書面をもっておこなうものとします。

4. 前2項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てをうけた日から60日以内に審査をおこない、その結果を異議の申立てをした者に通知します。

(管轄裁判所)

第105条 この共済契約における共済金請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(業務委託)

第106条 この会は、この規約による共済事業を実施するため、この会の会員および日本コープ共済生活協同組合連合会の会員に、次の各号に掲げる業務を委託することができます。

(1) 共済事業の普及・宣伝に係る業務

(2) 共済契約の締結の媒介

(3) 共済掛金の請求・領収・精算・送金・返還に係る業務

(4) その他この会が、この規約による共済事業を実施するにあたり必要な業務

(再共済または再保険)

第107条 この会は、契約により負う共済責任の一部を他団体の再共済または再保険に付すことができます。

(事業の実施方法を検討するための委員会)

第108条 共同引受制度の実施にあたり、この会と日本コープ共済生活協同組合連合会の理事会のもとに、この会の会員と日本コープ共済生活協同組合連合会の会員で構成される委員会を設置します。

2. 前項に定める委員会は、この会と日本コープ共済生活協同組合連合会の理事会による短期生命共済事業および日本コープ共済生活協同組合連合会が実施する学生総合共済事業における事業政策および実施方法に関する諮問について評議し、答申します。

(細 則)

第109条 この規約に定めるもののほか、共済事業実施のための手続き、その他事業の執行について必要な事項は、細則で定めます。

(規約および細則の変更)

第110条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情によりこの規約または細則（以下この条において「規約または細則」といいます。）を変更する必要がある場合には、民法第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に共済契約者と合意をすることなく、保障内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。

2. 前項の場合、この会は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時

期をこの会のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。

(準 拠 法)

第111条 この規約および細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2編 特則

第1章 死亡共済金等不担保特則

(死亡共済金等不担保特則)

第112条 この特則は、別表第5「共済契約の種類」に定める「G500-1型」の共済契約および「G500-2型」の共済契約（以下それぞれG500-1型契約、G500-2型契約といいます。）に付帯します。この特則により、この会は、G500-1型契約およびG500-2型契約について死亡共済金および災害死亡共済金を支払いません。

第2章 学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則

(学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則)

第113条 この特則は、別表第5「共済契約の種類」に定めるG500-1型契約およびG500-2型契約に付帯します。この特則により、この会は、G500-1型契約およびG500-2型契約について学業復帰支援臨時費用共済金を支払いません。

第3章 親扶養者死亡共済金等不担保特則

(親扶養者死亡共済金等不担保特則)

第114条 この特則は、別表第5「共済契約の種類」に定める「G1000-1型」の共済契約、「G1000-2型」の共済契約（以下それぞれG1000-1型契約、G1000-2型契約といいます。）、G500-1型契約およびG500-2型契約に付帯します。この特則により、この会は、G1000-1型契約、G1000-2型契約、G500-1型契約およびG500-2型契約について親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払いません。

第4章 扶養者災害死亡共済金等不担保特則

(扶養者災害死亡共済金等不担保特則)

第115条 この特則は、別表第5「共済契約の種類」に定める「G1050-1型」の共済契約、「G1050-2型」の共済契約（以下それぞれG1050-1型契約、G1050-2型契約といいます。）、G1000-1型契約、G1000-2型契約、G500-1型契約およびG500-2型契約に付帯します。この特則により、この会は、

G1050-1型契約、G1050-2型契約、G1000-1型契約、G1000-2型契約、G500-1型契約およびG500-2型契約について扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金を支払いません。

第5章 先進医療共済金等不担保特則

(先進医療共済金等不担保特則)

第116条 この特則は、別表第5「共済契約の種類」に定める「G1200-2型」の共済契約（以下G1200-2型契約といいます。）、G1050-2型契約、G1000-2型契約およびG500-2型契約に付帯します。この特則により、この会は、G1200-2型契約、G1050-2型契約、G1000-2型契約およびG500-2型契約について疾病先進医療共済金、災害先進医療共済金および先進医療一時金を支払いません。

付 則

(2010年7月22日設定)

(施行期日)

1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、2010年（平成22年）10月1日から適用します。なお、適用日以前に成立した共済契約についても同様とします。

(生命共済事業規約の募集停止)

2. この規約の設定の認可を受けた場合は、2008年（平成20年）12月31日をもって、生命共済事業規約（昭和58年1月26日設定認可）における2009年（平成21年）1月1日以降に発効する新たな契約及び継続する契約の引き受けはしないこと並びに共済期間の変更による延長の申し出は受け付けないこととします。

付 則

(2014年（平成26年）5月16日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正（2014年（平成26年）5月16日臨時総会）は厚生労働大臣の認可を受けた日（2014年（平成26年）7月28日）から施行し、2015年（平成27年）4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2015年（平成27年）4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2016年（平成28年）5月13日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正（2016年（平成28年）5月13日臨時総会）は厚生労働大臣の認可を受けた日（2016年（平成28年）7月21日）から施行し、2017年（平成29年）4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2017年（平成29年）4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2018年(平成30年)5月11日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正(2018年(平成30年)5月11日臨時総会の決議)は厚生労働大臣の認可を受けた日(2018年(平成30年)5月29日)から施行し(以下「新規約」といいます。)、2019年(平成31年)4月1日以降に発効する契約に適用します。なお、2019年(平成31年)4月1日より前までに発効した契約(以下「現行契約」といいます。)については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。
2. なお、2019年(平成31年)4月1日より前までに発効した現行契約については、現行契約の新規契約申込時に申告した卒業予定年まで、または2019年(平成31年)3月31日までに卒業予定年の変更をこの会に通知した場合は、通知した卒業予定年まで、2019年(平成31年)3月31日以前に発効した契約に適用される規約(以下「旧規約」といいます。)第21条(契約の継続)により現行契約を継続することができます。この場合に限り、継続した契約に旧規約を適用します。
3. 旧規約の適用を受ける契約(以下「旧規約契約」といいます。)から新規約の適用を受ける契約(以下「新規約契約」といいます。)に移行する場合、新規約第21条(契約の継続)を次のように適用します。
 - (1) 共済期間が満了する契約が旧規約契約の場合で、その満了する契約の共済期間満了日の翌日の午前零時に発効する新規約契約で継続する申出がされたときは、その新規約契約は、新規約第21条第3項の更新契約とみなします。ただし、満了する契約が、新規約第21条第2項の第1号または第2号に該当する契約の場合は、その新規約契約は、新規約第21条第2項の卒業継続契約とみなします。
 - (2) 共済期間が満了する前に途中で解約する契約が旧規約契約の場合で、その解約日翌日の午前零時に発効する新規約契約で継続する申し出がされたときは、その新規約契約は、新規約第21条第4項の更改契約とみなします。
4. 前項第1号の新規約契約について、第23条(継続掛金の口座振替等)の払込猶予期間を適用する場合で、払込猶予期間がその新規約契約の共済期間を超えるとときは、共済期間を限度として払込猶予期間を適用します。
5. 第3項第2号の新規約契約について、第23条(継続掛金の口座振替等)を適用する場合は、更改契約以外の契約の継続掛金に関する規定を適用することができます。この場合、払込猶予期間がその新規約契約の共済期間を超えるとときは、共済期間を限度として払込猶予期間を適用します。
6. 第3項の新規約契約のうち発効日が月中である契約に第23条(継続掛金の口座振替等)および前2項を適用する場合は、第23条第2項ただし書の「継続日または更新日が属する月」を「継続日または更新日が属する月の翌月」と読み替えて適用することができます。
7. 新規約契約と被共済者を同一とする先行する契約が旧規約契約である場合で、旧規約契約で共済金を支払うときは、その共済金支払事由については、新規約契約による支払いは行いません。
8. 新規約契約と被共済者を同一とする先行する契約が旧規約契約である場合、第49条(学業復帰支援臨時費用保障共済金)の適用においては、旧規約第47条(病気重度後遺障害保障共済金)または

第48条（事故後遺障害保障共済金）による重度後遺障害に関する共済金の支払は、第49条第1項第1号または第2号の共済金を支払う場合とはみなしません。

9. 第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）の「新規契約」とは、1人の被共済者について、第21条（契約の継続）により継続される契約の中で新規約の適用を受ける初めての契約をいいます。
10. 第61条（手術保障共済金）を適用する場合で、病気入院保障共済金、事故入院保障共済金または事故通院保障共済金が旧規約契約で支払われたときは、第61条第1項の第53条、第57条または第65条は、それぞれ旧規約の第52条、第56条または第63条と読み替えて適用します。

付 則

（2018年（平成30年）7月15日規約一部改正）

（施行期日）

1. この規約の一部改正（2018年（平成30年）7月15日臨時総会の決議）は厚生労働大臣の認可を受けた日（2018年（平成30年）7月20日）から施行し、2019年（平成31年）4月1日以降に発効する契約に適用します。

付 則

（2020年（令和2年）5月15日規約一部改正）

（施行期日）

1. この規約の一部改正（2020年（令和2年）5月15日臨時総会の決議）は厚生労働大臣の認可を受けた日（2020年（令和2年）7月22日）から施行し、2022年（令和4年）4月1日以降に発効する共済契約（以下「G契約」といいます。）に適用します。
2. 2018年（平成30年）7月15日規約一部改正（以下「前規約」といいます。）の適用を受ける共済契約（以下「B契約」といいます。）のうち、2022年（令和4年）3月31日に共済契約が満了し、引き続いて2022年（令和4年）4月1日に発効するG契約は更新契約とみなします。なお、更新後の共済契約の型は以下のとおりとし、「BF型」、「B型」、「NB型」および「NU型」とは第109条（細則）に定める「契約の型」を指します。
 - (1) 「BF型」の契約は、「G1200-2型」に更新します。
 - (2) 「B型」の契約は、「G1050-2型」に更新します。
 - (3) 「NB型」の契約は、「G1000-2型」に更新します。
 - (4) 「NU型」の契約は、「G500-2型」に更新します。

ただし第8条（被共済者の範囲）第2項により共済契約を更新することができない場合に限り、被共済者の卒業予定年月が属する共済期間の満了日まで従前の例によります。なお、前規約に規定される第21条（契約の継続）にかかわらず2027年（令和9年）4月1日以降、新たな契約の引受はしません。

3. 2016年（平成28年）5月13日規約一部改正の適用を受ける共済契約（以下「A契約」といいます。）は、2019年（平成31年）3月31日までにこの会に申告または通知した卒業予定年月の属する共済期間の満了日まで従前の例によります。なお、A契約は2022年（令和4年）4月1日以降、G契約に更

新または更改することができます。

4. A契約およびB契約からG契約に更新または更改する場合、更新または更改後の共済契約から不慮の事故を原因として共済金を支払うときは、その共済事故について更新または更改前の共済契約からは共済金を支払いません。

付 則

(2021年(令和3年)5月14日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正(2021年(令和3年)5月14日臨時総会の決議)は厚生労働大臣の認可を受けた日(2021年(令和3年)6月3日)から施行し、2022年(令和4年)4月1日以降に発効する共済契約(以下「G契約」といいます。)に適用します。
 2. 2018年(平成30年)7月15日規約一部改正(以下「前規約」といいます。)の適用を受ける共済契約(以下「B契約」といいます。)のうち、2022年(令和4年)3月31日に共済契約が満了し、引き続いて2022年(令和4年)4月1日に発効するG契約は更新契約とみなします。なお、更新後の共済契約の型は以下のとおりとし、「BF型」、「B型」、「NB型」および「NU型」とは第109条(細則)に定める「契約の型」を指します。
 - (1) 「BF型」の契約は、「G1200-2型」に更新します。
 - (2) 「B型」の契約は、「G1050-2型」に更新します。
 - (3) 「NB型」の契約は、「G1000-2型」に更新します。
 - (4) 「NU型」の契約は、「G500-2型」に更新します。
- ただし第8条(被共済者の範囲)第2項により共済契約を更新することができない場合に限り、被共済者の卒業予定年月が属する共済期間の満了日まで従前の例によります。なお、前規約に規定される第21条(契約の継続)にかかわらず2027年(令和9年)4月1日以降、新たな契約の引受はしません。
3. 2016年(平成28年)5月13日規約一部改正の適用を受ける共済契約(以下「A契約」といいます。)は、2019年(平成31年)3月31日までにこの会に申告または通知した卒業予定年月の属する共済期間の満了日まで従前の例によります。なお、A契約は2022年(令和4年)4月1日以降、G契約に更新または更改することができます。
 4. A契約およびB契約からG契約に更新または更改する場合、更新または更改後の共済契約から不慮の事故を原因として共済金を支払うときは、その共済事故について更新または更改前の共済契約からは共済金を支払いません。

※第45条、第49条、第54条、第58条、第63条、第66条、第71条、第76条、第80条、第84条、第88条、第92条、第96条は共済掛金の算出方法に関する規定です。ご加入のコースの共済掛金(実際に払い込む共済掛金額)は、細則の別表第1「共済契約の型」にて、ご参照いただけます。

別表第1 重度障害ならびに重度後遺障害の定義

1. 重度障害とは、疾病または不慮の事故によって、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）別表第1（第14条、第15条、第18条の8関係）の「障害等級表」の第1級、第2級および第3級の②、③、④のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したもの、重度後遺障害とは、同障害等級表の第1級、第2級および第3級のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいいます。なお、重度障害および重度後遺障害の等級の認定における身体障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。

2. 身体障害等級、その内容および支払割合

身体障害等級およびその内容は、下表のとおりです。

等級	障害の状態	支払割合
第1級障害	① 両眼が失明したもの ② そしゃく、および言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの ⑤ 削除 ⑥ 両上肢を肘関節以上で失ったもの ⑦ 両上肢の用を全廃したもの ⑧ 両下肢を膝関節以上で失ったもの ⑨ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級障害	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ②-2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの ②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%

3 級 障 害	② そしゃくまたは言語の機能を廃したもの	100%
	③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	
	④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	
	⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	90%

〔備考〕

視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。

別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲

1. 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因となった事故は急激かつ偶然な外因による事故とみなしません。

2. 外因による事故の範囲

外因による事故の範囲は下記に定めるものをいい、分類項目の内容については、「疾病、傷害および死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。

分 類 項 目	分類番号
1. 交通事故	V01～V99
2. 不慮の損傷のその他の外因 ただし、次の各号に該当するものを除きます。 (1) 疾病により呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の「胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W78)」、「気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W79)」および「気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W80)」 (2) 「高圧、低圧及び気圧の変化への曝露 (W94)」 (3) 「自然の過度の高温への曝露 (X30)」 (4) 「自然の過度の低温への曝露 (X31)」 (5) 「日光への曝露 (X32)」 (6) 疾病の診断や治療を目的とした「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露 (X40～X49)」 (7) 「旅行及び移動 (X51)」 (8) 「無重力環境への長期滞在 (X52)」 (9) 「食糧の不足 (X53)」 (10) 「水の不足 (X54)」 (11) 「詳細不明の欠乏状態 (X57)」	W00～X58
3. 加害にもとづく傷害及び死亡 ただし、「その他の虐待 (Y07)」に該当するものを除きます。	X85～Y09
4. 法的介入 ただし、「合法的処刑 (Y35.5)」に該当するものを除きます。	Y35
5. 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤 ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y40～Y59
6. 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y60～Y69
7. 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y83～Y84

3. 感染症の取扱い

下表の感染症は不慮の事故とみなします。なお、分類項目および分類番号は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。

分 類 項 目	分類番号
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。）	U04
その他細則で定めるもの	—

別表第3 後遺障害等級別支払割合表

1. 後遺障害の定義

後遺障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。

2. 後遺障害等級別支払割合表

等級については、下記の表によります。

等級	障害の状態	支払割合
第1級	① 両眼が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 削除 ⑥ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑦ 両上肢の用を全廃したもの ⑧ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑨ 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ②-2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	② そしゃく又は言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%

等級	障害の状態	支払割合
第5級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ①-2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ①-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ② 1上肢を手関節以上で失ったもの ③ 1下肢を足関節以上で失ったもの ④ 1上肢の用を全廃したもの ⑤ 1下肢の用を全廃したもの ⑥ 両足の足指の全部を失ったもの 	70%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ③-2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの ⑤ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑥ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの 	60%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ②-2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 削除 ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側のこう丸を失ったもの 	50%

等級	障害の状態	支払割合
第8級	① 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの ② せき柱に運動障害を残すもの ③ 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの ⑪ ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの	45%
第9級	① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの ⑥-2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑥-3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑦ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑦-2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑦-3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑧ 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの ⑨ 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの ⑩ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑪ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 生殖器に著しい障害を残すもの ⑬ 外貌に相当程度の醜状を残すもの	30%

等級	障害の状態	支払割合
第10級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の視力が0.1以下になったもの ①-2 正面視で複視を残すもの ② そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの ③ 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ④ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑤ 削除 ⑥ 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの ⑦ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑧ 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの ⑨ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑩ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ③-2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ せき柱に変形を残すもの ⑥ 1手の示指、中指又は環指を失ったもの ⑦ 削除 ⑧ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑨ 胸腹部臓器に障害を残すもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ④ 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑧-2 1手の小指を失ったもの ⑨ 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの ⑩ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑪ 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの ⑫ 局部にがん固な神経症状を残すもの ⑬ 外貌に醜状を残すもの ⑭ 削除 	10%

等級	障害の状態	支払割合
第13級	① 1眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ②-2 正面視以外で複視を残すもの ③ 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの ③-2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ④ 1手の小指の用を廃したもの ⑤ 1手の母指の指骨の一部を失ったもの ⑥ 削除 ⑦ 削除 ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ②-2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ③ 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの ④ 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 削除 ⑥ 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの ⑩ 削除	4%

3. 備考

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。
- (2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指関節もしくは近位指節間関節（母指にあたっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- (5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあたっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

別表第4 先進医療の範囲

1. 先進医療とは、次のすべてを満たすものをいいます。

(1) 次に掲げるいずれかの法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療に該当するもので、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所でおこなわれるものに限り、

ア. 健康保険法

イ. 国民健康保険法

ウ. 国家公務員共済組合法

エ. 地方公務員等共済組合法

オ. 私立学校教職員共済法

カ. 船員保険法

キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 療養を受けた日現在において、前号ア～キに掲げる法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養以外の療養

2. 療養とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 診察

(2) 薬剤または治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療

別表第5 共済契約の種類

1. 共済契約の種類と契約内容

共済契約の種類 契約内容	G1200-1 型	G1200-2 型	G1050-1 型	G1050-2 型	G1000-1 型	G1000-2 型	G500-1 型	G500-2 型
基本契約	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須
死亡共済金等不担保特則	—	—	—	—	—	—	必須	必須
学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則	—	—	—	—	—	—	必須	必須
親扶養者死亡共済金等不担保特則	—	—	—	—	必須	必須	必須	必須
扶養者災害死亡共済金等不担保特則	—	—	必須	必須	必須	必須	必須	必須
先進医療共済金等不担保特則	—	必須	—	必須	—	必須	—	必須

(1) 表中の「—」は、その特則が、その共済契約の種類において締結できないことを表します。

短期生命共済事業細則

【総 則】

(通 則)

第1条 全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、短期生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）第109条（細則）にもとづき、この細則を定めます。

(共済契約の型)

第2条 規約第3条（特則の付帯と共済契約の種類）第4項にもとづく共済契約の型および各共済契約の型の共済掛金額、ならびに共済契約の型ごとに被共済者となることのできる者の年齢は、別表第1「共済契約の型」に定めます。なお、共済契約の型は、日本コープ共済生活協同組合連合会の会員を通じて共済契約の申込みをおこなう場合とこの会の会員を通じて共済契約の申込みをおこなう場合で一部異なります。

【共済契約関係者】

(組合員と同一の世帯に属する者の範囲)

第3条 規約第7条（共済契約者の範囲）に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

(生計を共にする者の範囲)

第4条 前条、規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号ならびに第11条（共済金受取人の代理人）第6項第3号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

(学生の定義)

第5条 規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「細則に定める学生」とは、次の各号のいずれかに該当する者（以下「学生」といいます。）をいいます。

(1)「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める大学（短期大学、大学院を含みます。）、高等専門学校もしくは専門学校で教育を受ける者、または各省庁もしくは地方公共団体の定める大学校で教育を受ける者

ただし、日本コープ共済生活協同組合連合会または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員を通じて共済契約の申込みをおこなう場合は、満18歳以上の者に限ります。

(2)「学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）」に定める中学校、高等学校、中等教育学校または専修学校（専門学校を除きます。）で教育を受ける者

ただし、この会の会員を通じて共済契約の申込みをおこなう場合に限りです。

(3) その他前2号に準ずると認められる者

2. 前項の規定にかかわらず、この会に通知された被共済者の卒業予定年月の末日の翌日以降は学生でないものとみなします。

(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)

第6条 規約第10条(共済金受取人)第4項第2号に定める「その他細則に定める前号に準ずると認められる者」または規約第11条(共済金受取人の代理人)第1項第4号に定める「その他細則に定める前3号に準ずると認められる者」とは、共済契約者と住居および生計を同一にしている等、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者(以下「日常生活に密接な関係にある者」といいます。)をいいます。

2. 日常生活に密接な関係にある者を死亡共済金受取人または指定代理請求人に指定または変更するにあたっては、共済契約者に配偶者がいないこと、および共済契約者と被共済者が同一人であること等の条件を満たす必要があります。

3. 日常生活に密接な関係にある者として同性パートナー(戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者をいいます。)を指定するにあたっては、前項の条件に加えて指定時において共済契約者と当該同性パートナーが同居していること、および当該同性パートナーに配偶者がいないことの条件を満たす必要があります。

4. 規約第11条(共済金受取人の代理人)第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項第1号に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。

【共済契約の締結・変更等】

(共済契約の申込みの撤回)

第7条 規約第13条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえこの会に提出するものとします。

(1) 共済契約の型

(2) 申込日

(3) 共済契約申込者の氏名および住所

(4) 被共済者の氏名

(複数契約の取扱い)

第8条 規約第14条(複数契約の禁止)に定める「被共済者1人につき締結することのできる共済

契約」とは、別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型のうちいずれか1つです。なお、規約第4条（共同引受制度）第1項に定める共同引受制度（以下「共同引受制度」といいます。）により共済契約を締結する場合を含みます。

2. 日本コープ共済生活協同組合連合会の実施することも共済または生命共済（以下、それぞれ「こども共済」、「生命共済」といいます。）の契約に先進医療特約を付帯している場合、同一の被共済者について別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型またはG500-1型の契約を締結することはできません。

（共済契約申込みの諾否に関する特例）

第9条 この会は、規約第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、共済契約の申込みを承諾する場合において、当該共済契約の発効日が申込日から6ヵ月を超えるときは、当該共済契約の共済証書以外の書面の交付をもってその通知に代えることができます。

（指定送付先の範囲）

第10条 規約第16条（この会による通知）に定める「指定送付先」として、共済契約申込者または共済契約者が指定できる住所は、共済契約者の親または扶養者の日本国内の住所とします。

（条件付加入制度）

第11条 この会は、特定の疾病につき追加の告知を求めたうえで、共済金の支払いを免責とする等の条件を付して共済契約を引き受けること（以下「条件付加入制度」といい、条件付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。）ができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。
3. 規約第17条（共済契約の更新および更改）の規定により共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が「条件付加入契約」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。また、第17条（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第17条（移行契約）に定める移行契約のうち、移行前の契約が生命共済またはこども共済の契約であり、かつ当該契約が「条件付加入契約」である場合で、移行契約の発効日において条件を付す期間が残り1年以上ある場合においては、移行契約の発効日から発効日を含んで1年間のみ同一の内容の条件を付します。
5. 規約第67条（疾病入院共済金）第7項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。
 - (1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき
 - (2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき

(初回掛金の払込みの特例)

第 12 条 規約第 18 条（共済契約の成立および効力の発生）第 1 項に定める「学生に該当した日」を新規契約の発効日とする場合、共済契約者は、規約第 13 条（共済契約の申込み）第 4 項の規定にかかわらず、申込日から 3 ヶ月を超えて、共済契約の発効日が属する月の前月中のいずれかの日に初回掛金を払い込むことができます。

2. 前項の規定により初回掛金を払い込む場合は、発効日が属する月の前月末日を払込期日とし、払込期日の翌日から 1 ヶ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取扱います。

(共済掛金の払込票扱い)

第 13 条 規約第 21 条（共済掛金の払込経路）第 1 項第 3 号に定める「払込票扱い」により共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会または日本コープ共済生活協同組合連合会が指定する払込票で共済掛金を払い込むものとします。

2. この会は、払込票扱いの共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。

(共済掛金が未払いとなった場合の取扱い)

第 14 条 共済契約者は、規約第 21 条（共済掛金の払込経路）第 1 項に定める払込経路に予定していた共済掛金の払込みができなかった場合、規約第 22 条（共済掛金の口座振替）第 3 項および第 5 項の規定にかかわらず、この会または日本コープ共済生活協同組合連合会が指定する未払込共済掛金用の払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が、未払込共済掛金用の払込票またはクレジットカード等の取扱いに対応している場合に限りです。

2. 2 つ以上の共済契約（日本コープ共済生活協同組合連合会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の未払込共済掛金がある場合、共済契約者は、対象となる契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。
3. 第 1 項の規定により未払込共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。
4. この会は、第 1 項の規定により払い込まれた共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。

(この会の実施する共済事業で通算した死亡共済金額の最高限度)

第 15 条 規約第 44 条（死亡共済金額）および第 48 条（災害死亡共済金額）の規定にかかわらず、発効日において満年齢が 15 歳未満の被共済者 1 人における死亡共済金額の最高限度は、こども共済、生命共済、日本コープ共済生活協同組合連合会の実施する終身共済およびこの会の実施する短期生命共済（以下、「短期生命共済」といいます。）と通算して 1,000 万円とします。（災害死亡共済金を含みます。）

(更改契約の取扱い)

第 16 条 この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が規約第 8 条（被共済者の範囲）

第2項に定める年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第17条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて発生した日の年応当日に更改することができます。

（移行契約）

第17条 共済契約者は、被共済者について、こども共済または生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型およびG1200-2型の契約（以下、それぞれ「G1200-1型契約」「G1200-2型契約」といいます。）に変更しようとする場合には、こども共済または生命共済の契約について解約または満了すると同時にG1200-1型契約またはG1200-2型契約を締結することができます。

2. 前項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。
3. 移行契約は、移行契約の申込日翌日または被共済者が学生に該当した日のいずれか遅い日の午前零時からその効力が発生します。
4. 共済契約者は、移行契約の初回掛金を、前項に定める発効日の前日までに払い込まなければなりません。なお、移行契約の発効日の前日が属する月の末日を払込期日とし、払込期日から3ヵ月間の猶予期間を設けます。猶予期間中に初回掛金の払込みがなされない場合、共済契約の移行の申込みはなかったものとして取扱います。
5. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
6. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。
7. この会は、移行契約において、第26条（更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い）および規約第17条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。

（共同引受制度の実施に伴う特例）

第18条 この会は、共済契約者が、短期生命共済の契約を更新または更改すると同時に日本コープ共済生活協同組合連合会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）の契約を新たに締結する場合は、学生総合共済の契約を「更新契約」または「更改契約」とみなし、規約および細則の各規定を適用します。

（その他の反社会的勢力の定義）

第19条 規約第17条（共済契約の更新および更改）第4項第3号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、

総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)

第20条 規約第40条(共済契約による権利義務の承継)第3項に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときまたは共済契約者になることができないときをいいます。

(解約返戻金の請求)

第21条 規約第32条(共済契約の解約)、第34条(告知義務違反による共済契約の解除)、第35条(重大事由による共済契約の解除)、第36条(共済契約の消滅)および第37条(被共済者による共済契約の解除請求)にもとづき解約返戻金を請求する場合(あわせてその他の返戻金を請求する場合を含みます。)、共済契約者は、この会所定の解約届兼返戻金請求書またはその他の請求書を提出しなければなりません。

2. この会は、前項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3. この会は、解約返戻金を規約第22条(共済掛金の口座振替)第1項第1号に定める指定口座に支払うことができます。

【共済金の請求および支払い】

(共済金請求時の提出書類)

第22条 規約第25条(共済金の支払い請求)にもとづく提出書類は、別表第2「共済金請求時の提出書類」に定めます。

(共済金の支払方法)

第23条 規約第11条(共済金受取人の代理人)第2項、第6項および第26条(共済金の支払い)第1項に定める「細則に定める方法」とは、この会の事務所にて支払う方法またはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方法とします。ただし、日本コープ共済生活協同組合連合会との共同引受制度を実施する場合には、日本コープ共済生活協同組合連合会の事務所にて支払う方法とすることができます。

2. 前項の規定によりこの会が指定する金融機関等の口座に共済金を振り込む場合、振込先は共済金受取人の名義の口座とします。ただし、規約第11条(共済金受取人の代理人)第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会の了承を得たときは、指定代理請求人の名義の口座を指定することができます。なお、規約第22条(共済掛金の口座振替)に定める口座振替により共済掛金を払い込んでいる場合、共済金受取人または代理人は、同第1項第1号に定める指定口座を指定することができます。

3. この会は、規約第2条(事業)に定める基本契約における共済金ごとに共済金を支払うことができます。

(代理人の共済金請求の決定通知)

第 24 条 規約第 11 条 (共済金受取人の代理人) 第 1 項および第 6 項の規定により、代理人から共済金の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

(共済金受取人が複数いる場合の取扱い)

第 25 条 この会は、規約第 10 条 (共済金受取人) 第 14 項に定める代表者が共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。

(更新または更改した契約における共済金支払いの取扱い)

第 26 条 規約第 17 条 (共済契約の更新および更改) に定める更新契約または更改契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。

(1) 更新前または更改前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の発効日から起算して共済金を支払います。

(2) 前号に当てはまらない部分については、更新契約または更改契約の発効日から起算して共済金を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、第 17 条 (移行契約) 第 1 項に定める移行契約の場合、移行前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日 (以下、この項において「申込日」といいます。) から起算して共済金を支払います。また、当該共済金額については以下の規定を適用することができます。

(1) 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因とし、死亡または重度後遺障害となった場合には、次に定める共済金額を支払います。

ア. 申込日から申込日を含んで 90 日以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の 30%

イ. 申込日から申込日を含んで 91 日目以後 180 日以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の 50%

ウ. 申込日から申込日を含んで 181 日目以後 1 年以内に死亡または重度後遺障害となったときは、当該共済金額の 70%

(2) 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が申込日以前においてすでに罹患していた疾病を原因として、入院した場合には、次に定める共済金額を支払います。

ア. 申込日から申込日を含んで 90 日以内に開始する入院のときは、当該共済金額の 30%

イ. 申込日から申込日を含んで 91 日目以後 180 日以内に開始する入院のときは、当該共済金額の 50% ウ. 申込日から申込日を含んで 181 日目以後 1 年以内に開始する入院のときは、当該共済金額の 70%

(3) 直接であると間接であるとを問わず、被共済者または被共済者の配偶者のいずれかと同居する被共済者の親が、申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害

を原因として、申込日から申込日を含んで 181 日目以後に死亡または重度障害となった場合には、当該共済金額を支払います。

3. 前 2 項の規定にかかわらず、規約第 17 条（共済契約の更新および更改）に定める更新契約または更改契約が、第 18 条（共同引受制度の実施に伴う特例）に定める更新契約または更改契約の場合には、更新前または更改前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。また、当該共済金額については、以下の規定を適用することができます。

(1) 2018 年（平成 30 年）7 月 20 日施行の短期生命共済事業規約第 43 条（死亡保障共済金）第 3 項、第 47 条（病気重度後遺障がい保障共済金）第 3 項、第 53 条（病気入院保障共済金）第 4 項および第 83 条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）第 3 項を適用することができます。

(2) 第 47 条（発効日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い）の規定にかかわらず、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の共済期間開始日以前に発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として入院した場合には、2018 年（平成 30 年）7 月 20 日施行の短期生命共済事業規約第 53 条（病気入院保障共済金）第 3 項の規定を適用することができます。

(3) 規約第 67 条（疾病入院共済金）第 3 項または規約第 72 条（災害入院共済金）第 3 項の規定にかかわらず、2018 年（平成 30 年）7 月 20 日施行の短期生命共済事業規約第 53 条（病気入院保障共済金）第 1 項または第 57 条（事故入院保障共済金）第 3 項に定める入院と規約第 67 条（疾病入院共済金）第 1 項または規約第 72 条（災害入院共済金）第 3 項に定める入院は 1 回の入院とはみなしません。

4. 更新契約または更改契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における通院または入院日数と更新前または更改前の契約の共済期間中の通院または入院日数を通算のうえおこないます。

5. 被共済者の入院中に更新契約または更改契約が発効した場合、規約第 68 条（疾病長期入院共済金）第 1 項および第 73 条（災害長期入院共済金）第 1 項における「共済期間中に継続して 270 日以上となった場合」の判断は、更新前または更改前の契約の共済期間中の入院日数と通算のうえおこないます。

（解除の特例）

第 27 条 規約第 34 条（告知義務違反による共済契約の解除）の規定にかかわらず、この会は被共済者にすでに死亡以外かつ特定の疾病を原因とする共済事故が発生している場合において、共済契約者が、当該共済金が支払われないことおよび当該解除原因と直接または間接に因果関係のある共済事故に関して将来にわたって免責とすること等の条件に同意した場合には共済契約を解除しないことができます。

（生死不明の状態）

第 28 条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第 27 条（生死不明

の場合の共済金の支払い) にもとづき次の各号に掲げる日において当該者が死亡したものとみなして規約第 46 条 (死亡共済金)、第 50 条 (災害死亡共済金)、第 89 条 (親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金) および第 93 条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) の規定を適用します。

(1) 当該者が失踪宣告を受けたとき

普通失踪においては 7 年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。

(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき

ア. 航空機の事故の場合 30 日

イ. 船舶の事故の場合 3 ヶ月

ウ. ア、イ以外の危難の場合 1 年

その危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。

ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、当該者が死亡したものと認められるときは、各死亡共済金を支払うことができます。

2. 前項の規定により、共済金受取人が共済金を受け取る場合において、当該共済金受取人は、この会に対して規約第 27 条 (生死不明の場合の共済金の支払い) 第 2 項の規定に同意する念書を提出することを要します。

(すでに罹患していた疾病の定義)

第 29 条 規約第 47 条 (死亡共済金を支払わない場合) 第 1 項第 4 号、第 56 条 (重度後遺障害共済金を支払わない場合) 第 1 項第 4 号、第 69 条 (疾病入院保障の共済金を支払わない場合) 第 1 項第 7 号、第 90 条 (親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合) 第 1 項第 4 号、第 97 条 (疾病先進医療共済金) 第 2 項および第 99 条 (先進医療一時金) 第 3 項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第 90 条 (親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合) においては、「被共済者」を「当該親または扶養者」と読み替えます。

(1) 被共済者または共済契約者が、発効日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合

(2) 被共済者が、発効日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合

(重度障害、重度後遺障害および後遺障害の取扱い)

第 30 条 規約別表第 1 「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」における「身体障害」および規約別表第 3 「後遺障害等級別支払割合表」における「後遺障害」には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。

2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害、重度後遺障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。

- (1) 疾病により、規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき
- (2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき
- (3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年を経過した日において医師から症状固定の診断がなされたものとみなします。）

（障害等級の認定）

第31条 規約第55条（重度後遺障害共済金）、第59条（災害後遺障害共済金）、第89条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）および第93条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における重度障害、重度後遺障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。

（精神障害の定義）

第32条 規約第52条（災害死亡共済金を支払わない場合）第1項第7号、第94条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金を支払わない場合）第1項第7号および第100条（先進医療保障の共済金を支払わない場合）第1項第1号における「精神障害」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」（以下「分類提要」といいます。）の分類（F00～F99）によります。

（泥酔の定義）

第33条 規約第52条（災害死亡共済金を支払わない場合）第1項第8号、第94条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金を支払わない場合）第1項第8号および第100条（先進医療保障の共済金を支払わない場合）第1項第2号における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上（血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上）とします。

（他覚症状の定義）

第34条 規約第61条（災害後遺障害共済金を支払わない場合）第1項、第69条（疾病入院保障の共済金を支払わない場合）第1項第4号、第74条（災害入院保障の共済金を支払わない場合）第1項第8号および第86条（こころの早期対応保障共済金を支払わない場合）第1項第4号における「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

（復学の定義）

第35条 規約第64条（学業復帰支援臨時費用共済金）、細則第49条（学業復帰支援臨時費用共済金の取扱い）および別表第2「共済金請求時の提出書類」に定める「復学」とは、被共済者が

重度後遺障害となった日以後に、重度後遺障害となった日に所属していた学校へ復帰または新たな学校へ編入することをいいます。

(入院および通院の定義)

第36条 規約第67条(疾病入院共済金)、第68条(疾病長期入院共済金)、第72条(災害入院共済金)および第73条(災害長期入院共済金)における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 前項における「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、この会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。

3. 規約第77条(災害通院共済金)における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により、診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの場合は通院には該当しません。

4. 第1項および前項の規定にかかわらず、脱臼、骨折、打撲または捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、次の各号のとおりとします。

(1) 第1項については、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。

(2) 前項については、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。

5. 第3項の規定にかかわらず、医師により医療上の必要性を認められ事前に指示された場合に限り、鍼師、灸師またはあん摩マッサージ指圧師(以下「鍼灸師等」といいます。)による施術を医師の治療に準ずるものとし、「医師」を「鍼灸師等」と読み替えます。

6. 前5項の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院または通院と認めません。ただし、次の各号の条件をいずれも満たす場合は、この限りではありません。

(1) 傷病名が「性同一性障害(分類提要の分類 F64)」であること

(2) 社団法人日本精神神経学会『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン』に則り診断または治療がおこなわれていること

(病院または診療所の定義)

第37条 規約第67条(疾病入院共済金)第1項、第68条(疾病長期入院共済金)第1項および第2項、第72条(災害入院共済金)第1項ならびに第73条(災害長期入院共済金)第1項および第2項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。

2. 規約第77条(災害通院共済金)第1項および第85条(こころの早期対応保障共済金)第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。

3. 前条第4項または第5項に該当する場合には、柔道整復師の施術所または鍼灸師等の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。
4. 第1項および第2項に定める病院または診療所と同等であると認められる場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。

(「医師」他の定義)

- 第38条 規約第55条(重度後遺障害共済金)第2項、第59条(災害後遺障害共済金)第2項、第67条(疾病入院共済金)第5項、第72条(災害入院共済金)第4項、第77条(災害通院共済金)第3項および第6項、第78条(災害通院共済金を支払わない場合)第1項、ならびに規約別表第1「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。
2. 第36条(入院および通院の定義)第4項における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。
 3. 第36条(入院および通院の定義)第5項における「鍼灸師等」とは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マツサージ指圧師、鍼師または灸師とします。

(健康保険および公的医療保険制度の範囲)

- 第39条 第36条(入院および通院の定義)第6項における「健康保険」および規約第81条(手術共済金)第2項における「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。
- (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)
 - (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)
 - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号)
 - (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号)
 - (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号)
 - (6) 船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

(同一の原因による入院の取扱い)

- 第40条 規約第67条(疾病入院共済金)第3項、第4項、第68条(疾病長期入院共済金)第2項、第3項、第72条(災害入院共済金)第3項および第73条(災害長期入院共済金)第2項における「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。

(臓器等の定義)

- 第41条 規約第67条(疾病入院共済金)第9項、第81条(手術共済金)第7項および第97条(疾

病先進医療共済金) 第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。

(薬物依存の定義)

第42条 規約第69条(疾病入院保障の共済金を支払わない場合)第1項第3号および第74条(災害入院保障の共済金を支払わない場合)第1項第4号における「薬物依存」とは、分類提要の分類(F11~F19)によります。ただし、次の各号の場合を除きます。

- (1) 医療行為によってその状態に至った場合
- (2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合

(手術の取扱い)

第43条 規約第81条(手術共済金)に定める「診療報酬点数」とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各種加算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術(手術、入院等の費用が一括して算定されるもの)」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。

(違法薬物の定義)

第44条 規約第86条(こころの早期対応保障共済金を支払わない場合)第1項第3号における「違法薬物」とは、分類提要の分類(F11、F12、F14、F15(カフェインによる場合を除く)F16およびF18)によります。

(扶養者の定義)

第45条 規約第89条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金)、第93条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)および細則第10条(指定送付先の範囲)における「扶養者」とは、次の各号のいずれかに該当する者1名をいいます。なお、被共済者と同居であることを要しません。

- (1) 被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者
 - (2) 被共済者が学生生活を維持するために、その所得によって、被共済者の学費および生活費を主として継続的に負担している者
2. 扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故発生時における被共済者の扶養者を指します。

(急激かつ偶然な外因による事故の定義)

第46条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の各号の条件をすべて満たす事故をいいます。ただし、規約第93条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)においては、第2号および第3号に定める「被共済者」を「被共済者の扶養者」とそれぞれ読み替えます。

- (1) 「急激」とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
- (2) 「偶然」とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できない

ことをいいます。

(3)「外因」とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

(発効日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い)

第 47 条 この会は、被共済者が、発効日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、発効日から 2 年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第 67 条（疾病入院共済金）、第 68 条（疾病長期入院共済金）、第 81 条（手術共済金）、第 97 条（疾病先進医療共済金）および第 99 条（先進医療一時金）の規定を適用します。

(死亡共済金額、災害死亡共済金額、重度後遺障害共済金額、災害後遺障害共済金額、手術共済金額、親扶養者死亡共済金額、扶養者災害死亡共済金額の適用)

第 48 条 規約第 46 条（死亡共済金）、第 50 条（災害死亡共済金）、第 55 条（重度後遺障害共済金）第 1 項、第 59 条（災害後遺障害共済金）第 1 項、第 81 条（手術共済金）第 1 項、第 89 条（親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金）第 1 項および第 93 条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第 1 項における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第 50 条（災害死亡共済金）第 1 項、第 59 条（災害後遺障害共済金）第 1 項、第 81 条（手術共済金）第 1 項第 2 号および第 93 条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第 1 項における各共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第 81 条（手術共済金）第 7 項第 2 号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。

3. こども共済または生命共済の契約からの移行申込みにおいて、移行契約の手術共済金額が、移行前の契約における当該手術の手術共済金額を上回る場合には、「共済金額を増額する契約の申込み」とし、前項の規定を適用します。

(学業復帰支援臨時費用共済金の取扱い)

第 49 条 規約第 64 条（学業復帰支援臨時費用共済金）第 1 項における共済金額は、被共済者が復学したときの契約の共済金額とします。

2. 学業復帰支援臨時費用共済金の支払いは、被共済者が重度後遺障害となった日において、共済契約に学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則を付帯していない場合に限ります。

(疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用)

第 50 条 規約第 67 条（疾病入院共済金）第 1 項および第 72 条（災害入院共済金）第 1 項における各共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第 67 条（疾病入院共済金）第 1 項および第 72 条（災害入院共済金）第 1 項に定める入院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その

発効日以後の入院期間については、各共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第72条（災害入院共済金）第1項における災害入院共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第67条（疾病入院共済金）第9項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。
4. 規約第68条（疾病長期入院共済金）第1項および第73条（災害長期入院共済金）第1項における各共済金額は、「継続して270日となった」ときの契約の共済金額とします。
5. 前項の規定にかかわらず、規約第68条（疾病長期入院共済金）第1項および第73条（災害長期入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額を増額する契約が発効した場合には、各共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。
6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第73条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第68条（疾病長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。

（災害通院共済金額の適用）

第51条 規約第77条（災害通院共済金）第1項における災害通院共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、同条第6項の規定により共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、規約第77条（災害通院共済金）第1項に定める通院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間については、災害通院共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする通院を開始、または固定具の装着を開始した場合には、規約第77条（災害通院共済金）第1項における災害通院共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。

（こころの早期対応保障共済金額の適用）

第52条 規約第85条（こころの早期対応保障共済金）第1項におけるこころの早期対応保障共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。

（身体障害の固定前に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）

第53条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に、次の各号のいずれかの理由によって共済契約が解約または共済期間が満了となった場合には、解約日または満了日以前の共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度後遺障害または後遺障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、解約日または満了日以前の共済期間中の重度後遺障害または後遺障害とみなして規約第55条（重度後遺障害共済金）および第59条（災害後遺障害共済金）

の規定を適用します。

(1) 被共済者の卒業予定年月の末日をもって共済契約が解約または共済期間が満了となったとき（被共済者の卒業予定年月の末日で更改または移行により解約した共済契約は含みません。）

(2) 規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める被共済者となることのできる年齢の範囲外となり、共済契約を更新できなかったとき

（入院中および災害通院の期間中に共済契約が解約または共済期間が満了した場合の特例）

第54条 被共済者の入院中に、次の各号のいずれかの理由によって共済契約が解約または共済期間が満了となった場合には、解約日または満了日以前の共済期間中から継続する入院についてのみ、解約日または満了日以前の共済期間中の入院とみなして規約第67条（疾病入院共済金）、第68条（疾病長期入院共済金）、第72条（災害入院共済金）および第73条（災害長期入院共済金）の規定を適用します。

(1) 被共済者の卒業予定年月の末日をもって共済契約が解約または共済期間が満了となったとき（被共済者の卒業予定年月の末日で更改または移行により解約した共済契約は含みません。）

(2) 規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める被共済者となることのできる年齢の範囲外となり、共済契約を更新できなかったとき

2. 被共済者の災害通院の期間中に、次の各号のいずれかの理由によって共済契約が解約または共済期間が満了となった場合には、解約日または満了日以前の災害通院と同一の不慮の事故による解約日または満了日の翌日以後の災害通院について、解約日または満了日以前の共済期間中の災害通院とみなして規約第77条（災害通院共済金）の規定を適用します。

(1) 被共済者の卒業予定年月の末日をもって共済契約が解約または共済期間が満了となったとき（被共済者の卒業予定年月の末日で更改または移行により解約した共済契約は含みません。）

(2) 規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める被共済者となることのできる年齢の範囲外となり、共済契約を更新できなかったとき

3. 第1項の規定により共済期間中の入院とみなす入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、解約日または満了日の翌日以後に受けた手術であっても解約日または満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第81条（手術共済金）の規定を適用します。ただし、規約第67条（疾病入院共済金）または第72条（災害入院共済金）に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限り、適用します。

4. 第1項の規定により共済期間中の入院とみなす入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、解約日または満了日の翌日以後に受けた療養であっても解約日または満了日以前の共済期間中の療養とみなして、規約第97条（疾病先進医療共済金）、第98条（災害先進医療共済金）および第99条（先進医療一時金）の規定を適用します。ただし、規約第67条（疾病入院共済金）または第72条（災害入

院共済金)に定める各入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。

(感染症における事故日の取扱い)

第 55 条 規約別表第 2 「不慮の事故等の定義とその範囲」第 3 項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。

(固定具の取扱い)

第 56 条 規約第 77 条 (災害通院共済金) 第 6 項に定める固定具とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

(共済金支払における発効日の取扱い)

第 57 条 規約第 47 条 (死亡共済金を支払わない場合) 第 1 項第 4 号、第 56 条 (重度後遺障害共済金を支払わない場合) 第 1 項第 4 号、第 69 条 (疾病入院保障の共済金を支払わない場合) 第 1 項第 7 号、第 90 条 (親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金を支払わない場合) 第 1 項第 4 号、第 97 条 (疾病先進医療共済金) 第 2 項、第 99 条 (先進医療一時金) 第 3 項、細則第 29 条 (すでに罹患していた疾病の定義) 第 1 項各号および第 47 条 (発効日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い) に定める「発効日以前」とは、発効日当日は含まないこととし、各種規定を適用します。

【契約者割戻金】

(契約者割戻金の割り当て)

第 58 条 規約第 102 条 (契約者割戻金) 第 1 項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の 24 時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第 36 条 (共済契約の消滅) により消滅した共済契約をいいます。

2. 規約第 102 条 (契約者割戻金) 第 2 項第 1 号に定める「共済期間を満了した共済契約」とは、共済期間の満了日を迎えた共済契約をいい、必ずしも共済契約が更新していることを要しません。

3. 規約第 102 条 (契約者割戻金) 第 2 項第 2 号に定める「被共済者の卒業予定年月の末日で解約となった共済契約」には、被共済者の卒業予定年月の末日で更改もしくは移行により解約した共済契約を含みます。

(契約者割戻金の支払時期)

第 59 条 この会は、原則として、この会の通常総会後に、共済契約者に契約者割戻金を支払うものとし、

ただし、当該事業年度の決算日が属する月の末日において共済契約が有効であり、かつ、当該共済契約において未払込共済掛金がある場合は、未払込共済掛金が払い込まれるまで割り当てられた契約者割戻金を支払いません。

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する共済契約については、共済契約の終了日の翌日以降に支払います。

(1) 共済期間を満了し更新しなかった共済契約

(2) 更新後の共済契約が終了した共済契約

ただし、更新後の共済契約が更改により解約した場合には、更改後の共済契約（2回以上更改した場合は、最後の更改後の共済契約）の終了日の翌日以降に支払います。

(3) 規約第102条（契約者割戻金）第2項第2号に定める共済契約

（契約者割戻金の支払方法）

第60条 規約第102条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。

(1) この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員の組合員出資金への振り替え

(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い

(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い

(4) この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い

(5) 第63条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い

(6) この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員の窓口による支払い

2. 規約第102条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員もしくは日本コープ共済生活協同組合連合会の会員を経由して、共済契約者に支払います。

【インターネット扱い】

（電磁的方法による共済契約の申込み）

第61条 共済契約申込者は、規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」に代え、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きをおこなうことができます。

2. 前項の場合、共済契約申込者は規約第22条（共済掛金の口座振替）第3項の規定にかかわらず、払込みできなかった共済掛金を翌日以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払込みがされたものとみなします。

3. 第1項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号に定めるとおりです。

(1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に規約第13条（共済契約の申込み）

に定める事項を入力し、この会に送信します。

- (2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。
 - (3) この会は前2号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法または書面で共済契約申込者に通知します。
4. 本条による申込み手続きは、この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が電磁的方法による共済契約の申込みに対応している場合に限りおこなうことができます。

(電磁的方法による共済契約の手続き)

第 62 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。

- (1) 規約第10条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更
- (2) 規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更
- (3) 規約第41条（共済契約者の通知義務）第1項に定める住所の変更
- (4) 規約第41条（共済契約者の通知義務）第1項に定める共済契約者等の氏名の変更

2. 前項第1号に規定する死亡共済金受取人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい死亡共済金受取人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。
- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

3. 第1項第2号に規定する指定代理請求人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい指定代理請求人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。
- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

4. 第1項第3号に規定する住所変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の住所を入力し、この会に送信します。
- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみな

します。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

5. 第1項第4号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。
- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。

6. 本条による手続きは、この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が電磁的方法による共済契約の手続きに対応している場合に限りします。

(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)

第63条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」(以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。)とすることができます。

2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員または日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りします。

(重複の回避)

第64条 第61条(電磁的方法による共済契約の申込み)に定める共済契約の申込みが規約第13条(共済契約の申込み)第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第61条を適用します。

2. 第62条(電磁的方法による共済契約の手続き)に定める共済契約の手続きが、規約第10条(共済金受取人)第5項および第11条(共済金受取人の代理人)第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第41条(共済契約者の通知義務)第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第62条を適用します。

【事業の実施方法】

(共同引受制度での適用日の取扱い)

第65条 この会は、規約改正をおこなった場合の適用日を、日本コープ共済生活協同組合連合会との協議によって定めることができるものとし、それまでは従前の規定を適用します。

(共同引受割合)

第66条 規約第4条(共同引受制度)第2項に定める共同引受制度による共済契約の保障責任の割合(以下、「共同引受割合」といいます。)は、次のとおりです。

共済契約の発効日 共済契約の引受団体	共同引受割合	
	2022年4月1日～ 2023年3月31日	2023年4月1日～ 2024年3月31日
全国大学生協共済生活協同組合連合会	80%	79%
日本コープ共済生活協同組合連合会	20%	21%

(改 廃)

第 67 条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。

付 則

(2010年8月30日制定)

(施行期日)

1. この細則は2010年(平成22年)10月1日から適用します。なお、適用日以前に成立した共済契約についても同様とします。

付 則

(2014年(平成26年)7月11日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2014年(平成26年)7月11日理事会)は2014年(平成26年)7月28日から施行し、2015年(平成27年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2015年(平成27年)4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2015年(平成27年)9月11日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2015年(平成27年)9月11日理事会)は、2016年(平成28年)1月1日から適用します。なお、適用日以前に成立した共済契約についても同様とします。

付 則

(2016年(平成28年)7月8日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2016年(平成28年)7月8日理事会)は2016年(平成28年)7月21日から施行し、2017年(平成29年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2017年(平成29年)4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2018年(平成30年)7月13日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2018年(平成30年)7月13日理事会の決議)は2018年(平成30年)7月13日から施行し(以下「新細則」といいます。)、2019年(平成31年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2019年(平成31年)4月1日より前までに発効した共済契約(以下「現行契約」といいます。)については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。
2. 2018年(平成30年)5月29日に厚生労働大臣に一部改正の認可を受けた規約(以下「新規約」といいます。)附則第2項により、2019年(平成30年)3月31日以前に発効する契約に適用される規約(以下「旧規約」といいます。)第21条(契約の継続)により現行契約を継続した場合に限り、継続した契約に旧規約と2019年(平成31年)3月31日以前に発効する契約に適用される細則(その細則の第5条(被共済者の範囲)第3項を含みません。以下「旧細則」といいます。)を適用します。
3. 旧規約の適用を受ける契約から新規約の適用を受ける契約に移行する契約(以下「移行契約」といいます。)のうち、新規約附則第3項第2号の契約(以下「更改移行契約」といいます。)に新規約附則第5項を適用する場合、新規約第21条(契約の継続)第3項の更新契約に適用される新規約第23条(継続掛金の口座振替等)の規定を適用します。この場合、この細則の第15条(継続掛金の口座振替の取扱い)第11項および第12項は適用されません。
4. 新規約附則第6項の「月中」とは、月の初日の翌日から月末までをいいます。
5. 2019年4月1日に発効する移行契約には、第27条(死亡保障共済金額の適用)第2項および第3項、第32条(後遺障がい保障共済金額の適用)第2項、第33条(病気入院保障共済金額および事故入院保障共済金額の適用)第2項ならびに第43条(手術保障共済金額の適用)第2項は適用しません。

付 則

(2020年(令和2年)9月18日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2020年(令和2年)9月18日理事会)は2022年(令和4年)4月1日から施行し、G契約に適用します。なお、G契約以外については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2021年(令和3年)7月17日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則の一部改正(2021年(令和3年)7月17日理事会)は2022年(令和4年)4月1日から施行し、G契約に適用します。なお、G契約以外については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

別表第1 共済契約の型

1. 短期生命共済における共済契約の型は次の各項に掲げる通りです。

なお、規約第4条（共同引受制度）に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度と日本コープ共済生活協同組合連合会が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額です。

2. この会の会員で取扱う共済契約の型

共済契約の型	G1200-1型		G1200-2型	
払込方法	年 払			
共済掛金額	15,600円		14,400円	
加入可能年齢の範囲（注1）	満34歳以下		満34歳以下	
更新可能年齢の範囲（注1）	満34歳以下		満34歳以下	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
死亡	10	100万円	10	100万円
災害死亡	5	50万円	5	50万円
重度後遺障害	60	540～600万円	60	540～600万円
災害後遺障害	60	24～600万円	60	24～600万円
学業復帰支援臨時費用	10	100万円	10	100万円
疾病入院	100	1万円	100	1万円
災害入院	100	1万円	100	1万円
災害通院	20	2,000円	20	2,000円
手術	50	5万円	50	5万円
こころの早期対応保障	20	1万円	20	1万円
親扶養者死亡	50	50万円	50	50万円
扶養者災害死亡	100	500万円	100	500万円
先進医療	10	最高1,000万円	-	先進医療共済金等不担保特則を付帯

短期生命共済事業細則

共済契約の型	G1050-1型		G1050-2型	
払込方法	年 払			
共済掛金額	13,800 円		12,600 円	
加入可能年齢の範囲(注1)	満 34 歳以下		満 34 歳以下	
更新可能年齢の範囲(注1)	満 34 歳以下		満 34 歳以下	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
死亡	10	100 万円	10	100 万円
災害死亡	5	50 万円	5	50 万円
重度後遺障害	60	540～600 万円	60	540～600 万円
災害後遺障害	60	24～600 万円	60	24～600 万円
学業復帰支援臨時費用	10	100 万円	10	100 万円
疾病入院	100	1 万円	100	1 万円
災害入院	100	1 万円	100	1 万円
災害通院	20	2,000 円	20	2,000 円
手術	50	5 万円	50	5 万円
こころの早期対応保障	20	1 万円	20	1 万円
親扶養者死亡	50	50 万円	50	50 万円
扶養者災害死亡	-	扶養者災害死亡共済金等不担保特則を付帯	-	扶養者災害死亡共済金等不担保特則を付帯
先進医療	10	最高 1,000 万円	-	先進医療共済金等不担保特則を付帯

共済契約の型	G1000-1型		G1000-2型	
払込方法	年 払			
共済掛金額	13,200 円		12,000 円	
加入可能年齢の範囲(注1)	満 34 歳以下		満 34 歳以下	
更新可能年齢の範囲(注1)	満 34 歳以下		満 34 歳以下	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
死亡	10	100 万円	10	100 万円
災害死亡	5	50 万円	5	50 万円
重度後遺障害	60	540～600 万円	60	540～600 万円

短期生命共済事業細則

共済契約の型	G1000-1型		G1000-2型	
災害後遺障害	60	24～600万円	60	24～600万円
学業復帰支援臨時費用	10	100万円	10	100万円
疾病入院	100	1万円	100	1万円
災害入院	100	1万円	100	1万円
災害通院	20	2,000円	20	2,000円
手術	50	5万円	50	5万円
こころの早期対応保障	20	1万円	20	1万円
親扶養者死亡	-	親扶養者死亡共済金等不担保特則を付帯	-	親扶養者死亡共済金等不担保特則を付帯
扶養者災害死亡	-	扶養者災害死亡共済金等不担保特則を付帯	-	扶養者災害死亡共済金等不担保特則を付帯
先進医療	10	最高1,000万円	-	先進医療共済金等不担保特則を付帯

共済契約の型	G500-1型		G500-2型	
払込方法	年払			
共済掛金額	7,200円		6,000円	
加入可能年齢の範囲(注1)	満34歳以下		満34歳以下	
更新可能年齢の範囲(注1)	満34歳以下		満34歳以下	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
死亡	-	死亡共済金等不担保特則を付帯	-	死亡共済金等不担保特則を付帯
災害死亡	-		-	
重度後遺障害	15	135～150万円	15	135～150万円
災害後遺障害	15	6～150万円	15	6～150万円
学業復帰支援臨時費用	-	学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則を付帯	-	学業復帰支援臨時費用共済金不担保特則を付帯
疾病入院	50	5,000円	50	5,000円
災害入院	50	5,000円	50	5,000円
災害通院	10	1,000円	10	1,000円
手術	20	2万円	20	2万円
こころの早期対応保障	20	1万円	20	1万円
親扶養者死亡	-	親扶養者死亡共済金等不担保特則を付帯	-	親扶養者死亡共済金等不担保特則を付帯

共済契約の型	G500-1型		G500-2型	
		付帯		帯
扶養者災害死亡	-	扶養者災害死亡共済金等不担保特則 を付帯	-	扶養者災害死亡共済金等不担保特則を 付帯
先進医療	10	最高1,000万円	-	先進医療共済金等不担保特則を付帯

3. 日本コープ共済生活協同組合連合会の会員が取扱う共済契約の型

共済契約の型	G1200-1型		G1200-2型	
払込方法	月 払			
共済掛金額	1,300円		1,200円	
加入可能年齢の範囲(注 1)	満18歳～満34歳		満18歳～満34歳	
更新可能年齢の範囲(注 1)	満18歳～満34歳		満18歳～満34歳	
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額
死亡	10	100万円	10	100万円
災害死亡	5	50万円	5	50万円
重度後遺障害	60	540～600万円	60	540～600万円
災害後遺障害	60	24～600万円	60	24～600万円
学業復帰支援臨時費用	10	100万円	10	100万円
疾病入院	100	1万円	100	1万円
災害入院	100	1万円	100	1万円
災害通院	20	2,000円	20	2,000円
手術	50	5万円	50	5万円
こころの早期対応保障	20	1万円	20	1万円
親扶養者死亡	50	50万円	50	50万円
扶養者災害死亡	100	500万円	100	500万円
先進医療	10	最高1,000万円	-	先進医療共済金等不担保特則を付帯

(注)

1. 「加入可能年齢の範囲」および「更新可能年齢の範囲」における「年齢」とは、各共済契約の型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。

別表第2 共済金請求時の提出書類

1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。

● 提出いただく書類

提出書類 \ 共済金の種類	死亡共済金	災害死亡共済金	重度後遺障害共済金	災害後遺障害共済金	学業復帰支援臨時費用共済金	疾病入院共済金	疾病長期入院共済金	災害入院共済金	災害長期入院共済金	災害通院共済金	手術共済金	こころの早期対応保障共済金	親扶養者死亡共済金	親扶養者重度障害共済金	扶養者災害死亡共済金	扶養者災害重度障害共済金	先進医療にかかわる共済金
死亡診断書(死体検案書)	●	●											●		●		
被共済者の戸籍謄本	●	●															
受取人の戸籍謄本	●	●															
受取人の印鑑登録証明書	●	●	●	●											●	●	
障害診断書			●	●										●		●	
診断書(治療証明書)						●	●	●	●	●	●						●
診療明細書											●	●					
入院についての申告書						●	●										
事故申告書								●	●	●							
事故状況についての申告書		●	●	●				●	●	●	●						●
精神科専門療法による診療についての申告書												●					
不慮の事故であることを証する書類		●	●	●											●	●	
死亡を確認できる公的証明書													●				
復学を証明する書類					●												
親であることの公的証明書													●	●			
扶養者であることの公的証明書													●	●	●	●	
委任状	●	●															
委任者の印鑑登録証明書	●	●															

*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。

2. 規約第 11 条（共済金受取人の代理人）第 1 項に定める指定代理請求人、および同第 6 項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、上記書類に加えて次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第 1 号から第 3 号の書類の提出で足りるものとします。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第 6 条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第 4 項に定める事情があることを示す書類（診断書等）
- (2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書
- (3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）
- (4) 指定代理請求人に、規約第 11 条（共済金受取人の代理人）第 6 項第 1 号に定める事情があることを示す書類（住民票、診断書等）
- (5) 代理請求人の印鑑登録証明書
- (6) この会所定の念書

3. この会は、前 2 項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。